

# 日進市 立地適正化計画

2026年（令和8年）〇月

日 進 市

序章	はじめに.....	1
1.	立地適正化計画の概要.....	1
	(1) 立地適正化計画制度の背景.....	1
	(2) 目的.....	1
	(3) 意義・役割.....	2
	(4) 計画で定める主な事項.....	2
2.	立地適正化計画の位置づけ等.....	3
	(1) 計画の位置づけ.....	3
	(2) 計画策定の流れ・体制.....	4
	(3) 対象区域.....	4
	(4) 計画期間.....	4
3.	上位関連計画の整理.....	5
1章	都市の現状及び将来見通し.....	1-1
1.	人口.....	1-1
	(1) 人口の推移.....	1-1
	(2) 人口分布の推移.....	1-2
	(3) DID（人口集中地区）の推移.....	1-5
2.	土地利用.....	1-7
	(1) 土地利用の現状と動向.....	1-7
	(2) 開発の動向.....	1-10
	(3) 地価.....	1-11
	(4) 空家の状況.....	1-12
3.	公共交通.....	1-14
	(1) 鉄道.....	1-14
	(2) バス.....	1-16
	(3) 公共交通の徒歩圏と人口分布.....	1-18
	(4) 住民等の移動手段.....	1-20
	(5) 人口流動（通勤・通学）.....	1-21
4.	都市機能.....	1-23
	(1) 市役所庁舎その他施設.....	1-23
	(2) 小中学校.....	1-24
	(3) 医療.....	1-25
	(4) 高齢福祉.....	1-27
	(5) 障害福祉.....	1-28
	(6) 子育て.....	1-29
	(7) 商業.....	1-30

5.	都市基盤 .....	1-32
	(1) 都市計画道路 .....	1-32
	(2) 都市計画公園 .....	1-33
6.	財政 .....	1-35
	(1) 歳出・歳入 .....	1-35
	(2) 財政力 .....	1-36
	(3) 公共施設にかかる費用 .....	1-37
7.	防災 .....	1-39
	(1) 避難場所・ハザードエリア .....	1-39
	(2) 災害ハザードエリアと人口分布 .....	1-40
	(3) 老朽建物分布状況 .....	1-42
8.	都市づくりの課題整理 .....	1-44
<b>2章</b>	<b>立地適正化計画の基本的な方針 .....</b>	<b>2-1</b>
1.	目指すべき都市構造 .....	2-1
2.	地域公共交通のネットワーク .....	2-2
3.	立地適正化計画の方針 .....	2-3
<b>3章</b>	<b>居住誘導区域の設定 .....</b>	<b>3-1</b>
1.	居住誘導区域の基本的な方針 .....	3-1
	(1) 基本的な考え方 .....	3-1
	(2) 区域設定の考え方 .....	3-1
2.	居住誘導区域の設定 .....	3-2
	(1) 設定基準 .....	3-2
	(2) 居住誘導区域に含まない区域 .....	3-2
	(3) 居住誘導区域の設定 .....	3-4
<b>4章</b>	<b>都市機能誘導区域の設定 .....</b>	<b>4-1</b>
1.	都市機能誘導区域の基本的な方針 .....	4-1
	(1) 基本的な考え方 .....	4-1
	(2) 設定方針 .....	4-2
2.	都市機能誘導区域の設定基準 .....	4-3
3.	都市機能誘導区域の設定 .....	4-4
<b>5章</b>	<b>誘導施設の設定 .....</b>	<b>5-1</b>
1.	誘導施設の基本的な方針 .....	5-1
	(1) 基本的な考え方 .....	5-1
	(2) 設定方針 .....	5-2
2.	誘導施設の設定 .....	5-3
	(1) 各都市機能の考え方 .....	5-3
	(2) 誘導施設の設定 .....	5-5

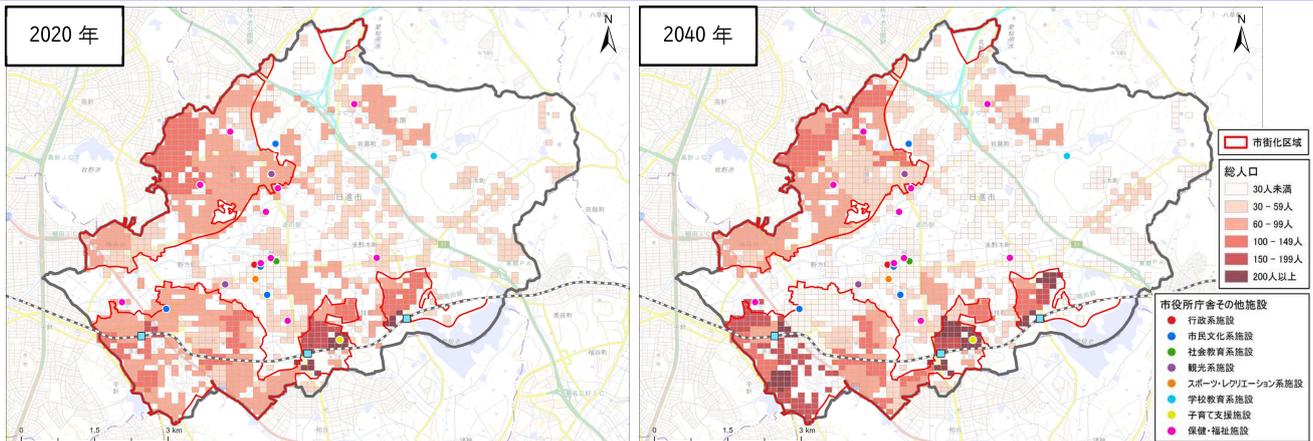
<b>6章</b>	<b>誘導施策</b> .....	<b>6-1</b>
	(1) 居住の誘導に関する施策 .....	6-1
	(2) 都市機能の誘導に関する施策 .....	6-2
	(3) 交通ネットワークに関する施策 .....	6-2
	(4) 届出制度 .....	6-4
<b>7章</b>	<b>防災指針</b> .....	<b>7-1</b>
	1. 防災指針について .....	7-1
	2. 災害ハザード情報 .....	7-1
	3. 災害リスクの分析 .....	7-5
	(1) 災害リスク分析の対象地域抽出 .....	7-5
	(2) 災害リスクの分析 .....	7-6
	4. 防災上の課題の整理.....	7-10
	5. 防災まちづくりの取組方針.....	7-11
	(1) 防災まちづくりの基本方針 .....	7-11
	(2) 取組方針 .....	7-11
	(3) リスク低減策の取組スケジュール .....	7-13
<b>8章</b>	<b>計画推進に向けて</b> .....	<b>8-1</b>
	1. 計画の進行管理 .....	8-1
	(1) 目標値の設定方針 .....	8-2
	(2) 目標年次の設定 .....	8-3
	(3) 目標値の設定 .....	8-3

## 4. 都市機能

### (1) 市役所庁舎その他施設

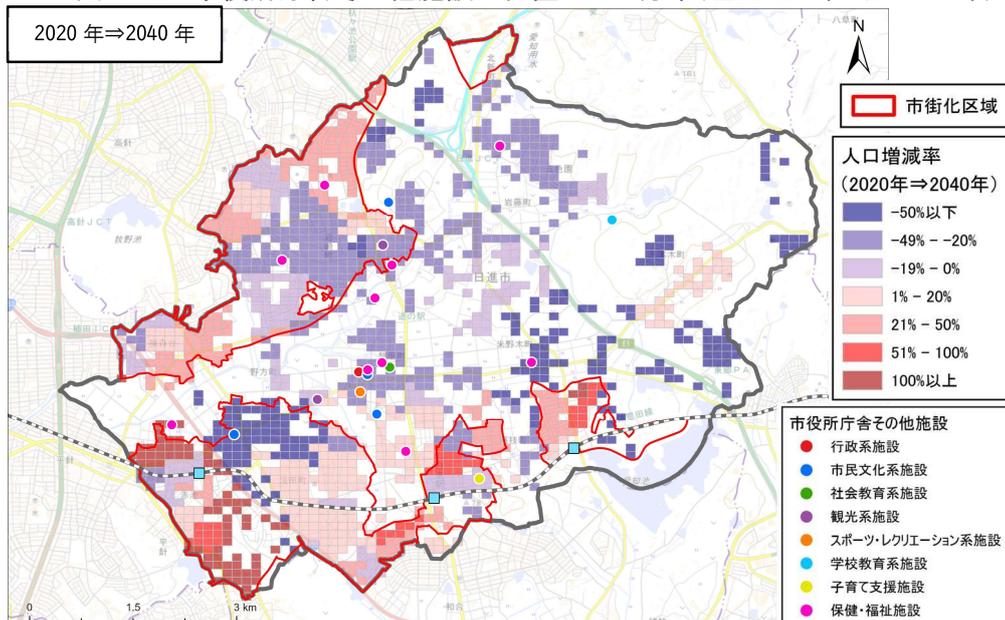
- 【現状】 ・ 市役所庁舎その他施設※は、市街化区域、市街化調整区域に広く立地しています。  
 ・ 市街化調整区域内ですが、市の中央部に市役所等の公共施設が集中しています。
- 【将来】 ・ 市役所庁舎その他施設周辺の多くの地域では、2020年から2040年にかけて人口減少が見込まれます。

項目	施設
行政系施設	本庁舎、北庁舎、南庁舎
市民文化系施設	にぎわい交流館、市民会館、生涯学習プラザ、ふれあい工房
社会教育系施設	図書館
観光系施設	岩崎城歴史記念館等、旧市川家住宅、道の駅マチテラス日進
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツセンター、
学校教育系施設	教育支援センター
子育て支援施設	にっしん子育て総合支援センター
保健・福祉施設	高齢者生きがい活動センター、障害者福祉センター、保健センター、福祉会館、中央福祉センター



出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3(R2 国調対応版)」(2020年、2040年)、日進市資料 著作権：国土地理院／Esri Japan

図 1-30 市役所庁舎その他施設の位置と人口分布(左:2020年 右:2040年)



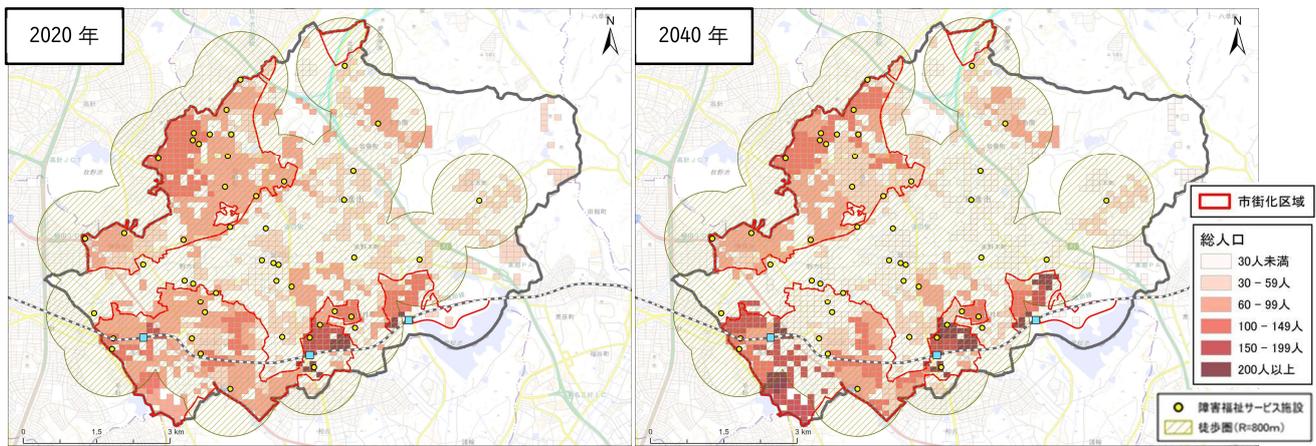
出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3(R2 国調対応版)」(2020年、2040年)、日進市資料 著作権：国土地理院／Esri Japan

図 1-31 市役所庁舎その他施設の位置と人口増減(2020年⇒2040年)

## (5) 障害福祉

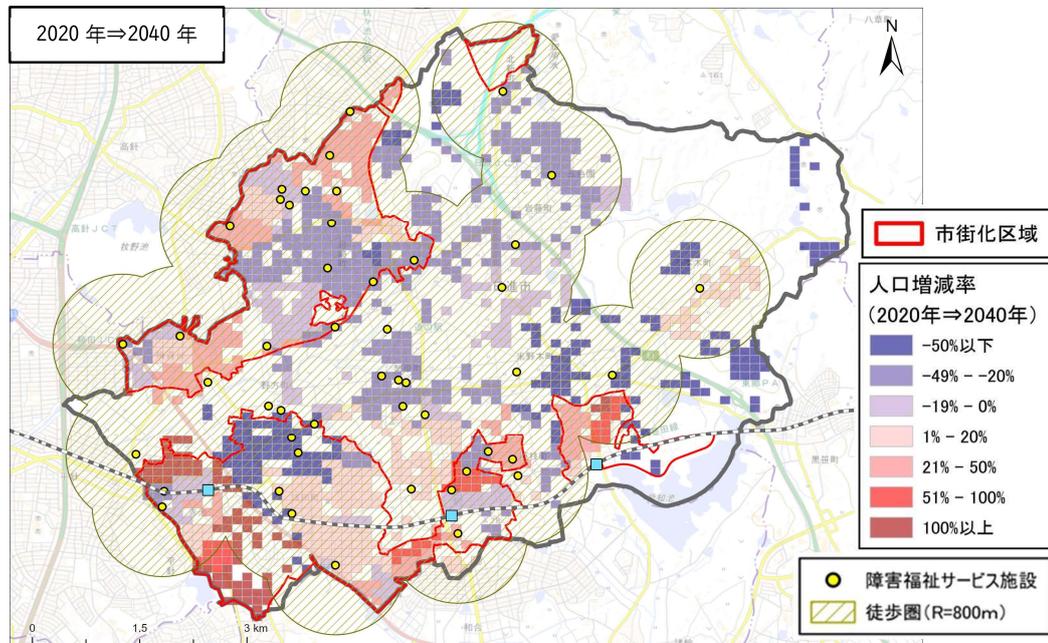
- 【現状】
- ・ 障害福祉サービス施設※は、市街化区域、市街化調整区域に広く立地しています。
  - ・ 障害福祉サービス施設の徒歩圏は、市の人口を概ねカバーしています。
- 【将来】
- ・ 現在の障害福祉サービス施設の徒歩圏が2040年においても維持されていれば、市の人口を概ねカバーできる見込みです。
  - ・ 人口の増加が見込まれる赤池の南部の一部地域で、障害福祉サービス施設の徒歩圏外となる可能性があります。
  - ・ 障害福祉サービス施設の徒歩圏の中には、ほとんどの市街化調整区域に加え、浅田町、岩崎町など2020年から2040年にかけて人口減少が見込まれるところがあります。

※障害福祉サービス施設：通所系・訪問系・日中活動系



出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3 (R2 国調対応版)」(2020年、2040年)、日進市オープンデータ(2024年12月時点) 著作権：国土地理院／Esri Japan

図 1-40 障害福祉サービス施設の徒歩圏と人口分布(左:2020年 右:2040年)



出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3 (R2 国調対応版)」(2020年、2040年)、日進市オープンデータ(2024年12月時点) 著作権：国土地理院／Esri Japan

図 1-41 障害福祉サービス施設の徒歩圏と人口増減(2020年⇒2040年)

注：障害のある人の数をメッシュ単位で図示することは困難であることから、総人口のデータを図示しています。

## 2. 地域公共交通のネットワーク

鉄道路線では、市内にある3つの鉄道駅と、隣接市に存在する鉄道駅が、市内居住者にとって名古屋市や豊田市方面への広域的な移動手段として機能しています。また、五色園や香久山、竹の山周辺の住宅地においては、民間の路線バスが名古屋市方面への移動手段として重要な役割を果たしています。

こうした基幹的な公共交通軸は市の南北に存在し、東西方向へ運行されていることから、市内の南北方向への移動や市の中央部における東西方向の移動においては、幹線機能を有したバス路線を配置することで、市民の比較的広域な移動需要に対応した公共交通ネットワークを形成していきます。

また、くるりんばすは、一定程度の幹線的な機能に加え、地域事情に密着したきめ細やかな移動サービスを提供していくことにより、市内各地を公共交通で移動できるネットワークを形成していきます。

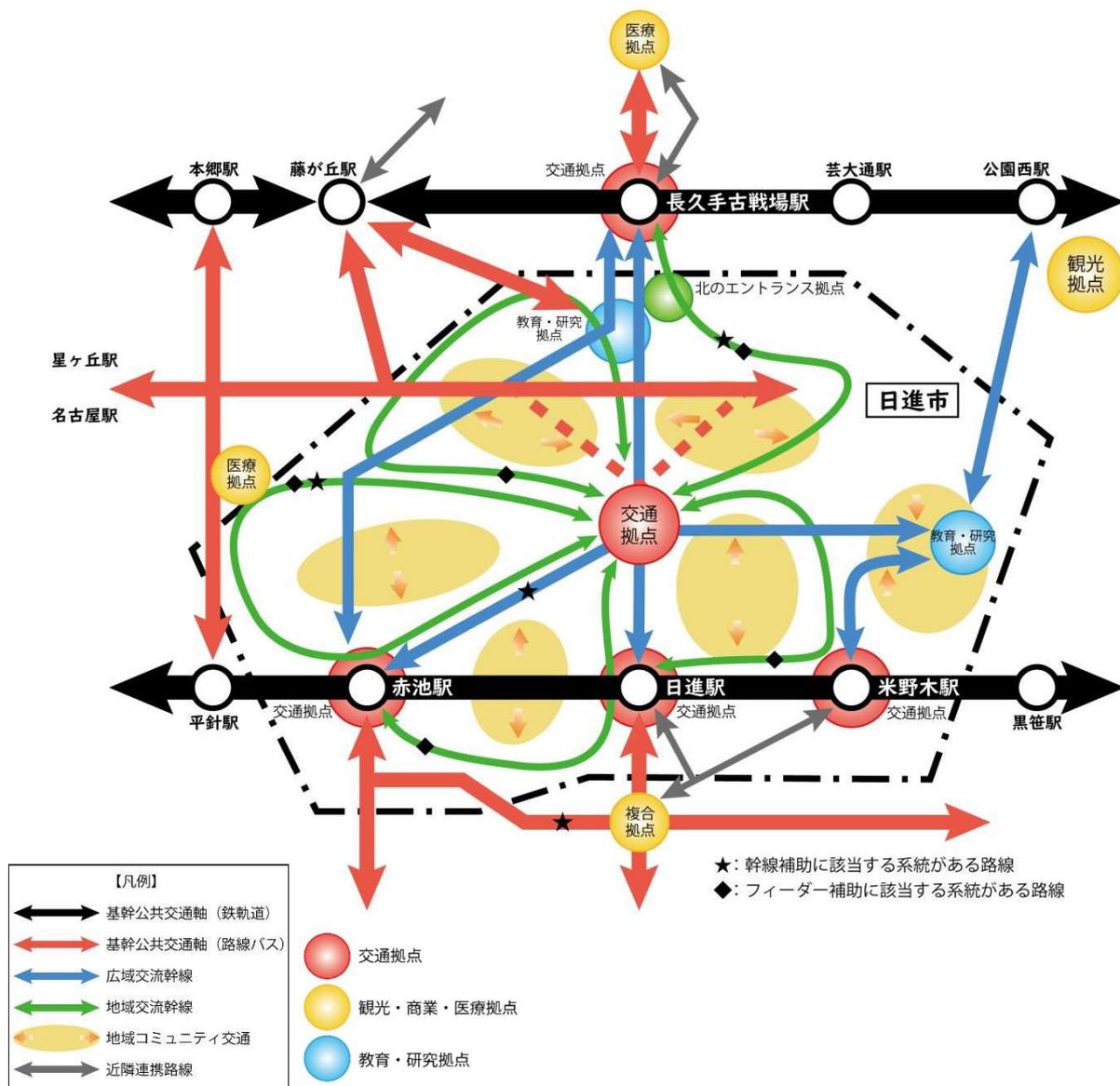


図 2-2 地域公共交通の将来ネットワークイメージ



## 2. 居住誘導区域の設定

区域設定の考え方を踏まえ、以下のとおり居住誘導区域を設定します。

### (1) 設定基準

- ・ 市街化区域全域を基本とする。

### (2) 居住誘導区域に含まない区域

#### ■ 居住誘導区域に含まないこととされている区域（都市再生特別措置法・同法施行令）

区域	該当の有無
市街化調整区域	該当あり ※居住誘導区域に含めない。
建築基準法に規定する災害危険区域のうち、条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域	該当なし
農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域又は農地法に掲げる農地若しくは採草放牧地の区域	該当なし
自然公園法に規定する特別地域	該当なし
森林法の規定により指定された保安林の区域	該当あり ※居住誘導区域に含めない。
自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域若しくは特別地区	該当なし
森林法に規定する保安林予定森林の区域、保安施設地区、保安施設地区に予定された地区	該当なし
地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域 ※災害防止のための措置が講じられている区域を除く	該当なし
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域 ※災害防止のための措置が講じられている区域を除く	該当なし ※当該区域は該当しているものの、災害防止のための措置が講じられているため、居住誘導区域に含める。
土砂災害特別警戒区域	該当あり ※居住誘導区域に含めない。
特定都市河川浸水被害対策法に規定する浸水被害防止区域	該当なし

#### ■ 原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域（都市計画運用指針）

区域	該当の有無
津波災害特別警戒区域	該当なし
災害危険区域 ※条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く	該当なし

■それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備の見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域（都市計画運用指針）

区域	該当の有無
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する土砂災害警戒区域	該当あり ※居住誘導区域に含めない。ただし、当該区域内の「土砂災害特別警戒区域」で対策工事等が実施された場合は、災害リスク状況等を総合的に勘案し、居住誘導区域に含めることを検討する。
津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波災害警戒区域	該当なし
水防法に規定する浸水想定区域	該当あり ※2階への垂直避難が困難とされる浸水深 3m 以上の区域（想定最大規模）が面的に広がっている区域は居住誘導区域に含めない。
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する基礎調査、津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波浸水想定区域における浸水の区域、特定都市河川浸水被害対策法に規定する都市浸水想定における都市浸水が想定される区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域	該当なし

■居住誘導区域に含めることについて慎重に判断を行うことが望ましい区域（都市計画運用指針）

区域	該当の有無
工業専用地域、流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域	該当なし
特別用途地区、地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域	該当あり ※特別用途地区（研究開発地区）及び地区計画で住宅の建築が制限されている区域は居住誘導区域に含めない
過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	該当なし
工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	該当なし

■その他、本市が居住に適さない区域・望ましくない区域と判断した区域（本市の土地利用状況）

区域	該当の有無
用途地域で準工業地域内の操車場	該当あり ※準工業地域内の操車場は居住誘導区域に含めない。

### (3) 居住誘導区域の設定

以下の範囲を居住誘導区域とします。

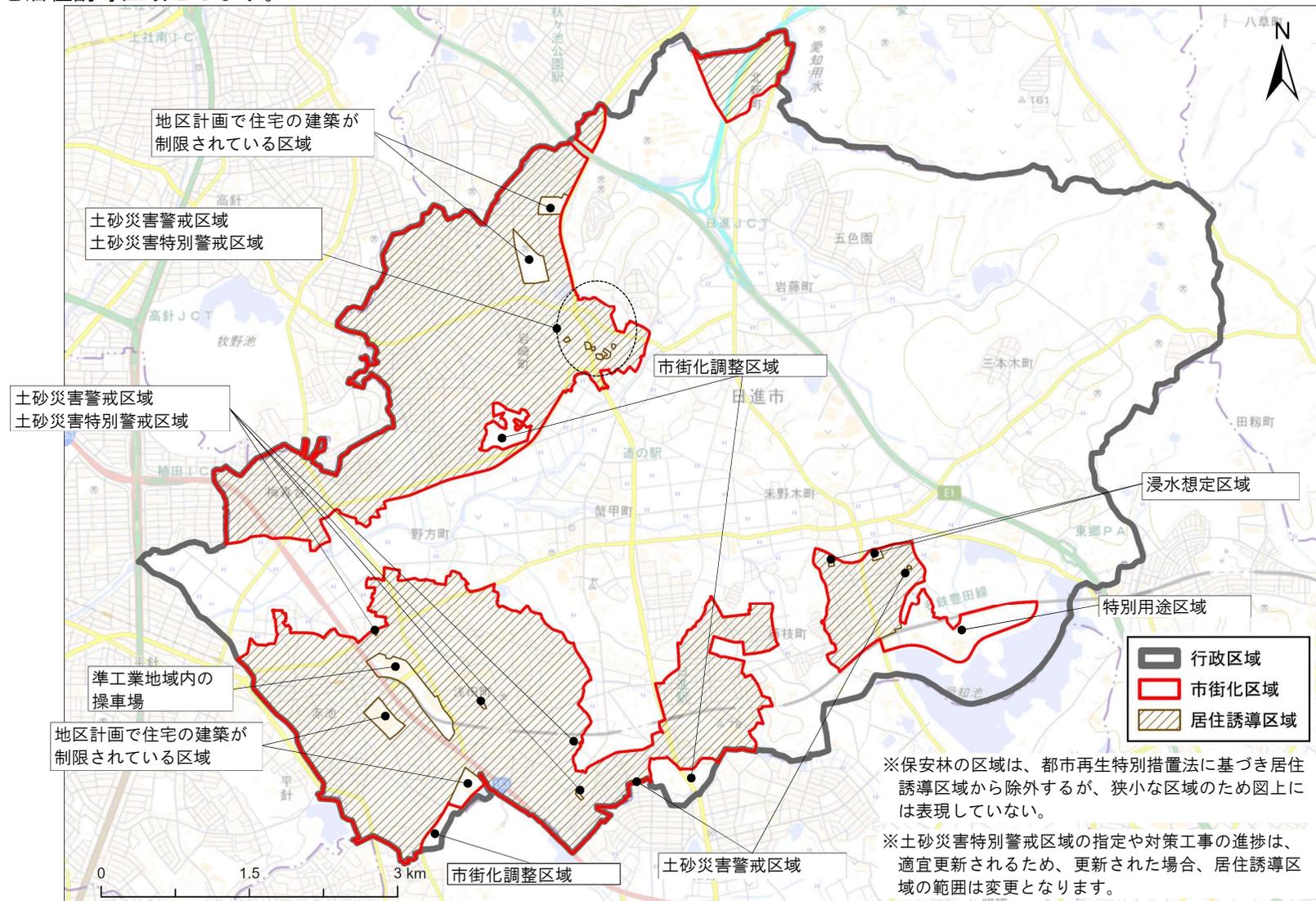


図 3-1 居住誘導区域

## (2) 設定方針

本市の都市マスタープランでは、多様な都市機能の維持・形成と、鉄道・バス等の公共交通網による市内各地のネットワーク化により、コンパクトな都市構造を形成する拠点として「地域生活拠点」を位置付けています。都市機能誘導区域の設定にあたっては、地域生活拠点の考え方にもとづき、以下の方針をふまえて設定します。

<p>地域生活拠点 【駅周辺型】</p>	<p>・公共交通の結節点である駅周辺は、交通アクセスが良好で、人が集まり、にぎわいが創出される拠点であるとともに、将来的な人口増加が見込まれることから、既存商業施設をはじめ日常生活利便施設等の維持・形成を図る都市機能誘導区域とします。</p>
--------------------------	---

<p>地域生活拠点 【住宅地型】</p>	<p>・住宅地の生活を支える既存商業施設が形成されている地域は、市民の生活を支える拠点として、都市機能の維持・形成を図る都市機能誘導区域とします。</p>
--------------------------	---

また、市役所等の公共施設が集積する地区については、市街化調整区域ではありますが、本市の将来都市構造を踏まえて独自の拠点として設定します。

<p>公共施設集積拠点 (独自)</p>	<p>・目指すべき将来都市構造を実現するうえで、今後も公共施設等の機能を維持していく拠点とします。</p>
--------------------------	---

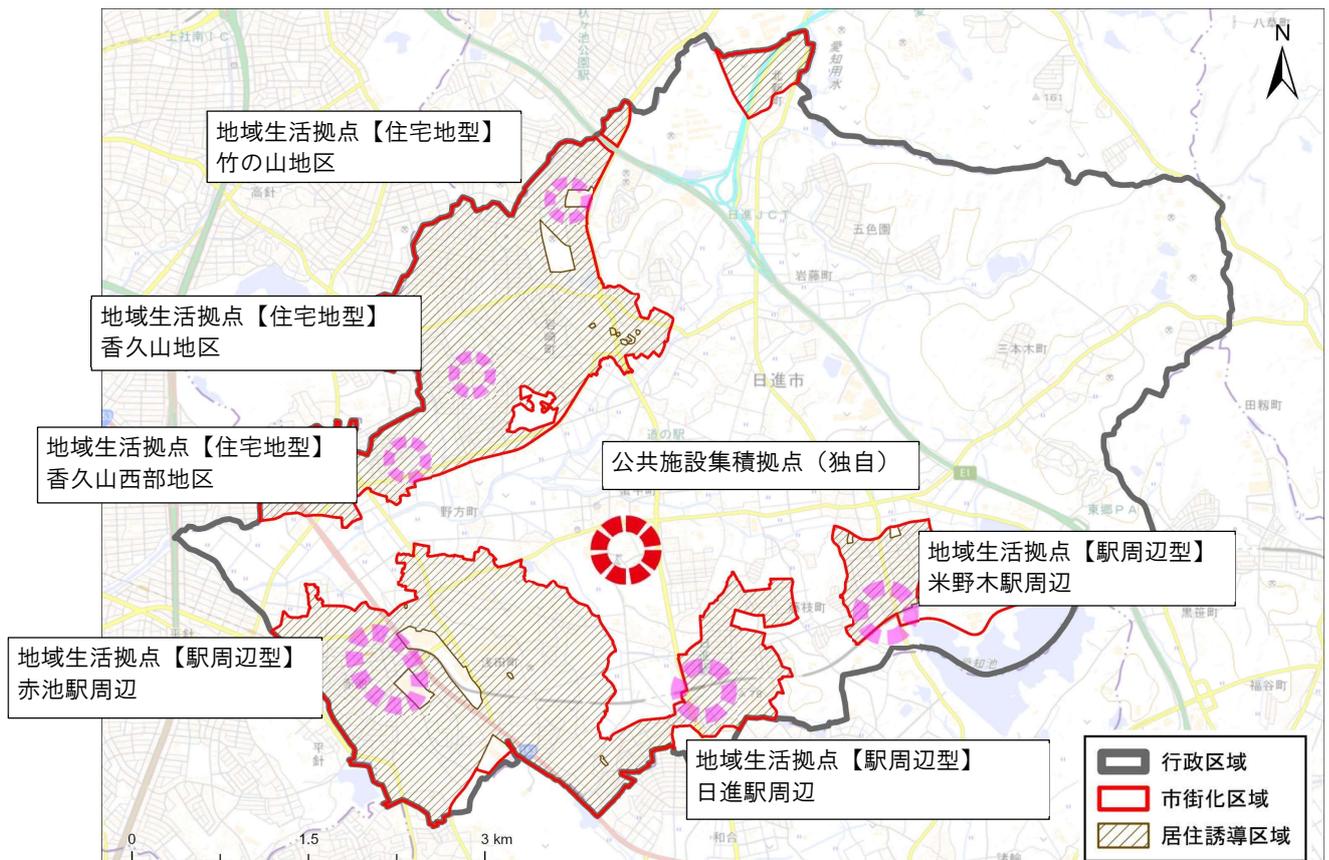


図 4-1 地域生活拠点【駅周辺型・住宅地型】・公共施設集積拠点(独自) 位置図

### 3. 都市機能誘導区域の設定

「2. 都市機能誘導区域の設定基準」を踏まえ、区域線を設定します。

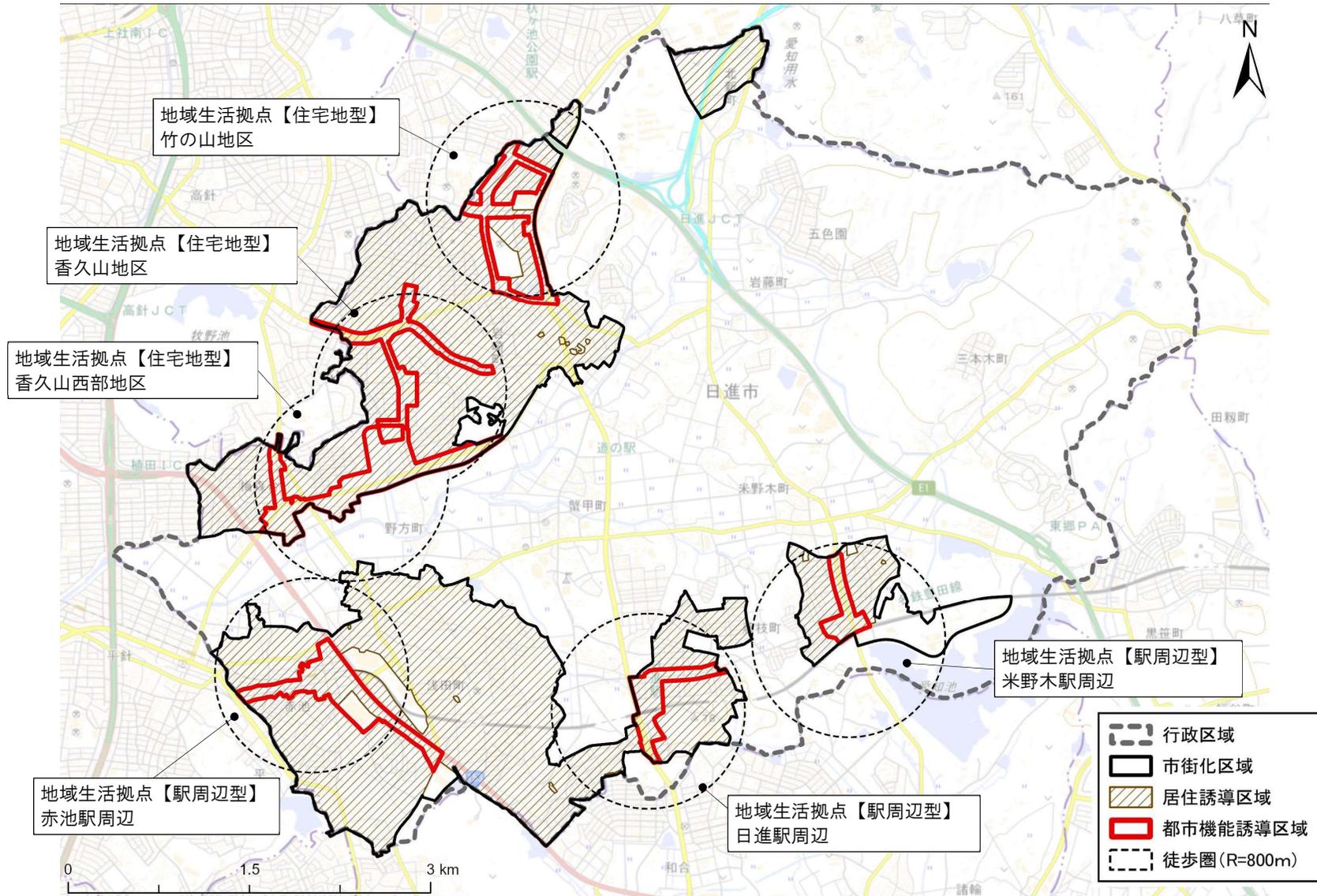
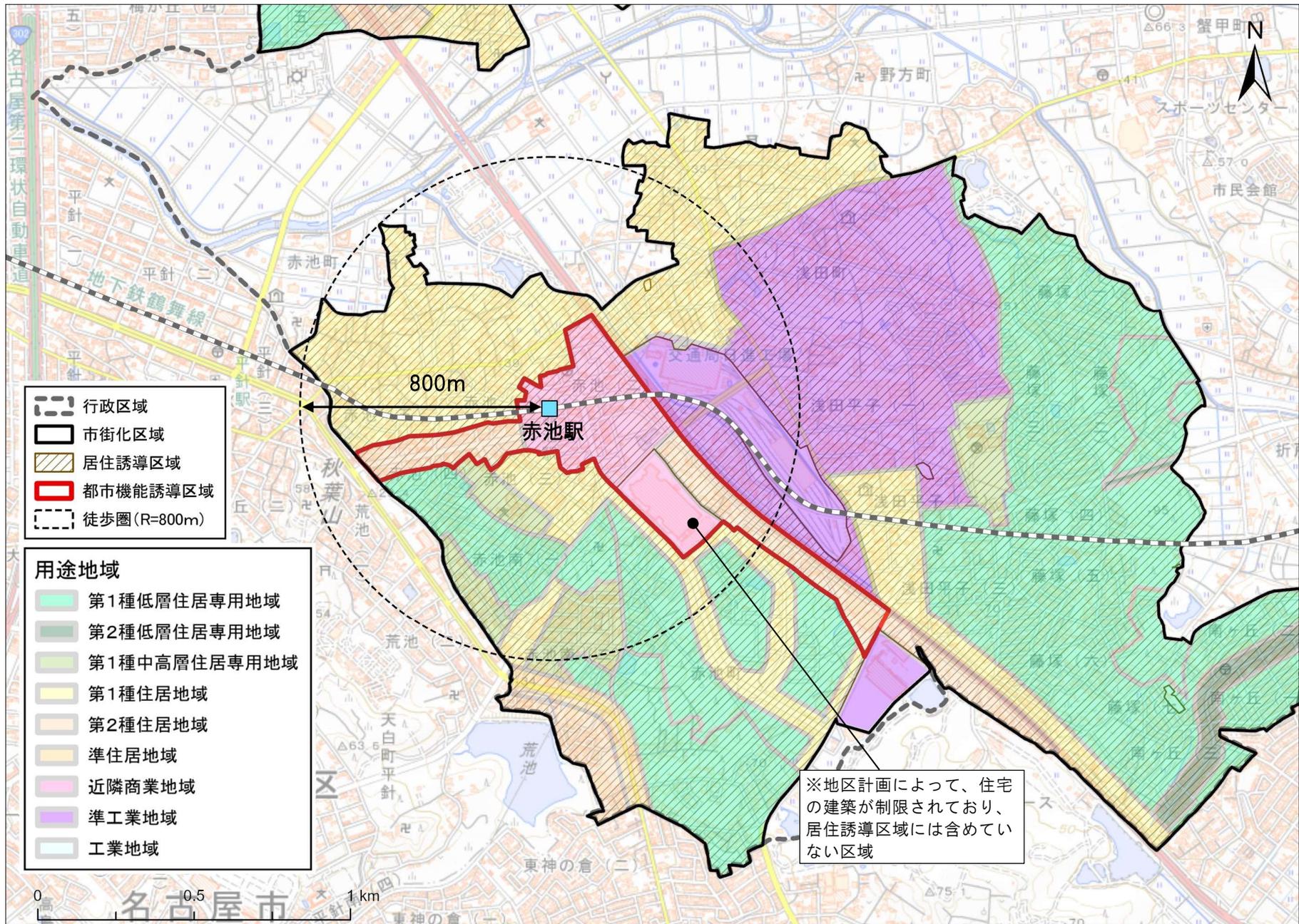
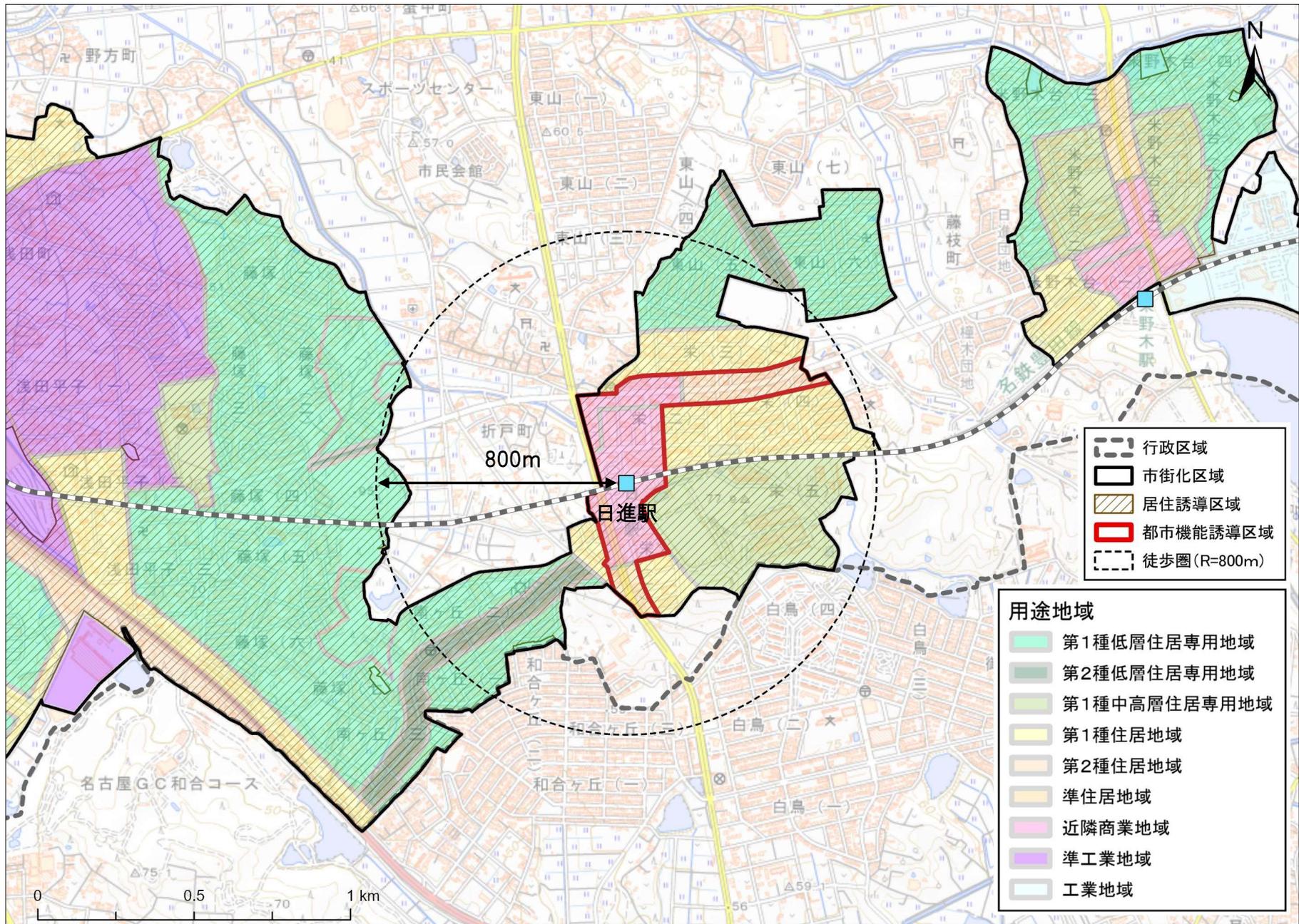


図 4-2 都市機能誘導区域

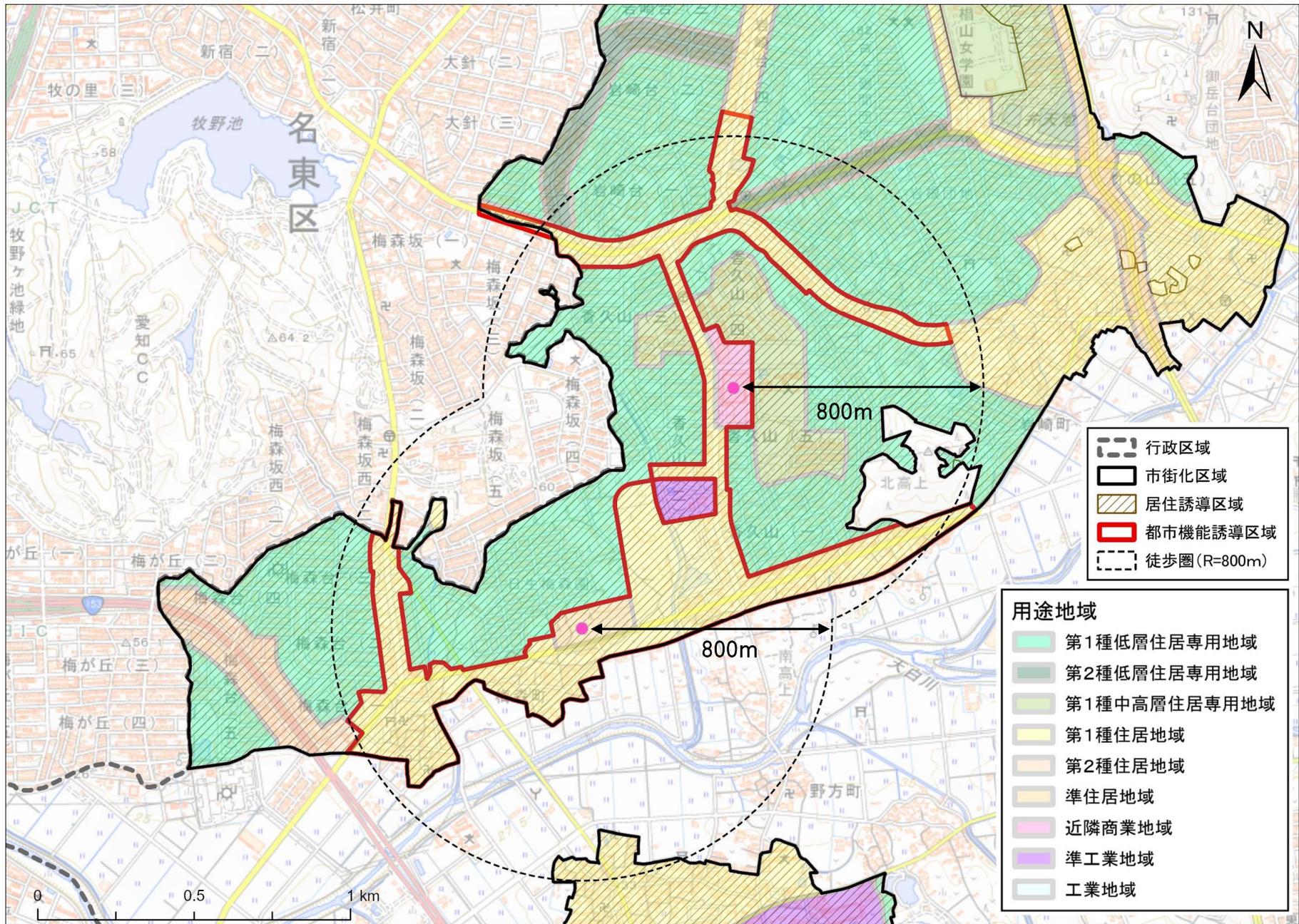


地域生活拠点【駅周辺型】 赤池駅周辺

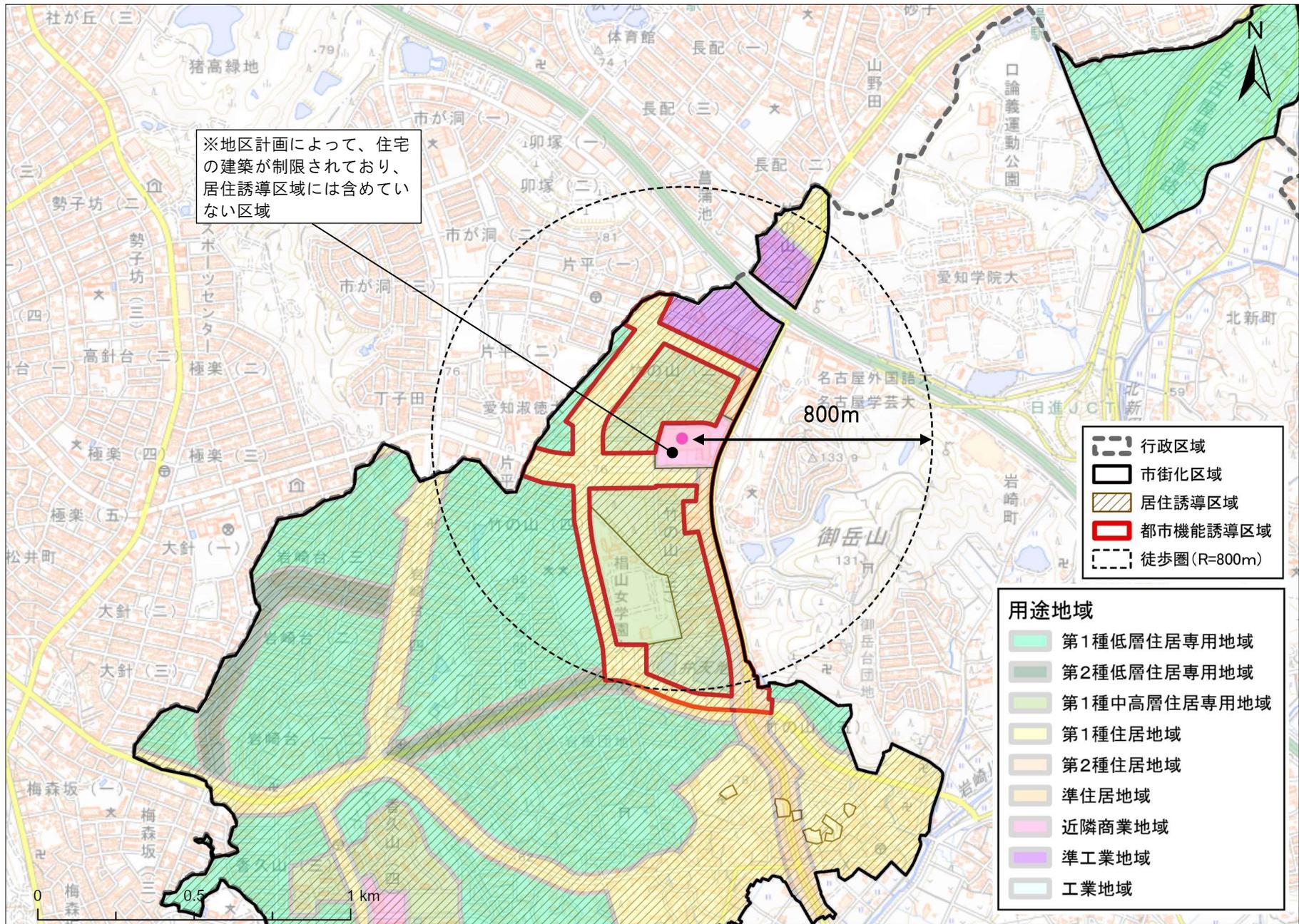


地域生活拠点【駅周辺型】日進駅周辺





地域生活拠点【住宅地型】 香久山地区、香久山西部地区



地域生活拠点【住宅地型】竹の山地区

## (2) 設定方針

誘導施設は、「4章 都市機能誘導区域の設定」で定めた都市機能誘導区域ごとに必要な施設を設定します。

都市機能誘導区域である地域生活拠点【駅周辺型・住宅地型】は、商業施設をはじめ生活利便性が高く、にぎわいの創出や市民の生活を支える拠点となります。

そのため、誘導施設には、一定規模以上または複数の店舗等が集まり、市民の生活利便性が高まるような施設であるとともに、にぎわいの創出や市民の生活を支える拠点となる施設を設定します。

一方で、広域的に利用される市に1箇所程度立地する施設や学校区単位など各地域で利用される施設は、誘導施設に設定しないものとします。また、診療所・保育所・介護施設等の住民が日常的に利用する「身近な施設」についても、居住地の近くに立地していることが望ましいため、誘導施設に設定しないものとします。

「1章 4. 都市機能」で分析した各都市機能を分類しますと以下の表となります。

機能	施設	分類	
市役所庁舎 その他施設	行政系施設	本庁舎、北庁舎、南庁舎	広域的に市民に利用される、 市に1箇所程度立地する施設
	市民文化系施設	にぎわい交流館、市民会館、生涯学習プラザ、ふれあい工房	
	社会教育系施設	図書館	
	観光系施設	岩崎城歴史記念館等、旧市川家住宅、道の駅マチテラス日進	
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツセンター	
	学校教育系施設	教育支援センター	
	子育て支援施設	にしん子育て総合支援センター	
保健・福祉施設	高齢者生きがい活動センター、障害者福祉センター、保健センター、中央福祉センター	概ね小学校区単位で各地域に立地する施設	
	福祉会館		
小中学校	小学校、中学校	学校区単位で立地する施設	
医療	病院、診療所	住民が日常的に利用する 「身近な施設」	
高齢福祉	高齢者福祉サービス施設（通所系、訪問系、小規模多機能型）		
障害福祉	障害者福祉サービス施設（通所系、訪問系、日中活動系）		
子育て	幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育事業所	住民が日常的に利用する 「身近な施設」	
商業	一定規模以上の小売店舗※	市民の生活利便性が高まるような施設であるとともに、にぎわいの創出や市民の生活を支える拠点となる施設	

※スーパーマーケット、ドラッグストア、ショッピングモール等

## 2. 誘導施設の設定

### (1) 各都市機能の考え方

誘導施設の設定方針をふまえ、各都市機能に分けて設定の考え方を示します。

#### ア. 市役所庁舎その他施設

市役所庁舎等の市に1箇所程度立地している公共施設は、広域的な利用を前提とした施設であるとともに、市役所庁舎等が集中している市の中央部へは、公共交通によるアクセスを確保していることから、誘導施設には設定しません。ただし、独自の拠点として設定した市役所周辺の公共施設集積拠点において、公共施設等の機能を維持します。

また、概ね小学校区単位で各地域に立地している福祉会館においても、各地域の一定の広い範囲での利用を想定している施設であることから、誘導施設には設定しません。

市役所庁舎 その他施設	行政系施設	広域的に市民に利用される、市に 1箇所程度立地する施設	⇒ 誘導施設に設定しません
	市民文化系施設		
	社会教育系施設		
	観光系施設		
	スポーツ・レクリエーション系施設		
	学校教育系施設		
	子育て支援施設		
	保健・福祉施設 (福祉会館除く)		
	保健・福祉施設 (福祉会館)	概ね小学校区単位で各地域に立 地する施設	

#### イ. 小中学校

小中学校は、居住地の周辺に立地することで利用がしやすくなる施設であり、学校区単位で立地が必要な施設であることから、誘導施設には設定しません。

小中学校	小学校	学校区単位で立地する施設	⇒ 誘導施設に設定しません
	中学校 (分校を含む)		

#### ウ. 医療

病院 (病床数 20 床以上) は、市の北部・東部・中心部・南西部に 4 施設が立地しており、今後高齢化の進行が予想される中、一定規模の病床を備えた病院は、どの地域からでも利用しやすい立地にあることが望ましいと考え、都市機能誘導区域のみに集約することはせず、誘導施設には設定しません。

診療所は、住み慣れた地域において日常的な医療を安心して受けられる環境が求められるため、居住地の近くに立地していることが望ましいと考え、都市機能誘導区域のみに集約することはせず、誘導施設には設定しません。

医療施設	病院 (病床 20 床以上)	住民が日常的に利用する「身近な 施設」	⇒ 誘導施設に設定しません
	診療所		

## 高齢福祉

高齢者福祉サービス施設は、高齢者が住み慣れた地域で生活続けることを支援する施設であり、居住地の近くに立地していることが望ましいと考え、都市機能誘導区域のみに集約することはせず、誘導施設には設定しません。

高齢者福祉 サービス施設	通所系	住民が日常的に利用する「身近な 施設」	⇒	誘導施設に設定しません
	訪問系			
	小規模多機能型			

## エ. 障害福祉

障害者福祉サービス施設は、障害者が住み慣れた地域で生活を継続することを支援する施設であり、居住地の近くに立地していることが望ましいと考え、都市機能誘導区域のみに集約することはせず、誘導施設には設定しません。

障害者福祉 サービス施設	通所系	住民が日常的に利用する「身近な 施設」	⇒	誘導施設に設定しません
	訪問系			
	日中活動系			

## オ. 子育て

保育施設は、子育て世代にとって、欠かすことができない重要な施設であり、居住地の近くに立地していることが望ましいと考え、都市機能誘導区域のみに集約することはせず、誘導施設には設定しません。

保育施設	幼稚園	住民が日常的に利用する「身近な 施設」	⇒	誘導施設に設定しません
	保育園（公共施設含む）			
	認定こども園			
	小規模保育事業所			

## カ. 商業

商業施設は、市民の日常生活に必要な機能であるとともに、都市機能誘導区域内に立地することで、にぎわいの創出や市民の生活を支える拠点となることから、既存の商業施設の維持を含め誘導施設として設定します。

商業施設	一定規模以上の小売店舗 (スーパーマーケット、ドラッグストア、ショッピングモール等)	一定規模以上または複数の店舗等が集まり、市民の生活利便性が高まるような施設であるとともに、にぎわいの創出や市民の生活を支える拠点となる施設	⇒	誘導施設に設定します
------	---	---	---	------------

## (2) 誘導施設の設定

前項までの検討をふまえ、都市機能誘導区域「駅周辺型」「住宅地型」それぞれの都市機能誘導区域における誘導施設を設定します。

都市機能誘導区域の【型】	都市機能誘導区域の方針	誘導施設の設定方針	誘導施設の設定
【駅周辺型】	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通の結節点である駅周辺は、交通アクセスが良好で、人が集まり、にぎわいが創出される拠点であるとともに、将来的な人口増加が見込まれることから、既存商業施設をはじめ日常生活利便施設等の維持・形成を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来的な人口増加や公共交通の利便性を活かし、市民の生活利便性が高まるような一定規模以上または複数の店舗等が集まる施設。</li> <li>にぎわいの創出や市民の生活を支える拠点となる施設。</li> </ul>	都市機能誘導区域内で建築可能な 3,000 ㎡を超える小売店舗（スーパーマーケット、ドラッグストア、ショッピングモール等）。
【住宅地型】	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅地の生活を支える既存商業施設が形成されている地域は、市民の生活を支える拠点として、都市機能の維持・形成を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の生活利便性が高まるような一定規模以上または複数の店舗等が集まる施設。</li> <li>にぎわいの創出や市民の生活を支える拠点となる施設。</li> </ul>	都市機能誘導区域内で建築可能な 1,500 ㎡を超える小売店舗（スーパーマーケット、ドラッグストア、ショッピングモール等）。

## 6章 誘導施策

誘導施策とは、居住誘導区域及び都市機能誘導区域への居住や機能誘導の促進を図るものです。

施策の展開にあたっては、立地適正化計画の基本方針に即し、「居住の誘導に関する施策」、「都市機能の誘導に関する施策」、「交通ネットワークに関する施策」の3つに加え、都市再生特別措置法に基づく「届出制度」を適切に運用します。

「防災」に関する施策は、「7章 防災指針」で定めます。

### (1) 居住の誘導に関する施策

#### ア. 快適な居住環境づくり

- ・ 赤池箕ノ手地区、香久山西部地区、日進駅西地区、折戸鎌ヶ寿地区においては、土地区画整理事業を推進し、道路や公園等の都市基盤を計画的に進めることで、安全・安心かつ利便性の高いまちづくりをめざし、健全な市街地の形成と持続的な市街地化を進めます。
- ・ 公共建築物や道路・下水道等のインフラ資産等の都市施設について、計画的な修繕・更新を着実に実施するとともに、一層効率的・効果的なストックマネジメントの推進を図ります。
- ・ 多数の大学が立地する学園都市の強みを活かし、大学との連携協力を推進して官学連携を図り、学生の力をはじめとする多様な資源を活用して魅力あるまちづくりを進めます。
- ・ 既存の公園等については、安全に利用できるよう、定期的な点検を行い、計画的な公園遊具の修繕や改築を行うとともに、市民に広く愛され、ふれあいの場となるよう、公園等愛護会と連携しながら魅力向上を図ります。

#### イ. 安全な道路交通環境の整備

- ・ 道路利用者が安全・安心に利用できる快適な道路環境の整備を推進します。生活道路においては、歩行者が安全で快適に通行できる歩道や、児童生徒の通学路の整備を進めます。
- ・ また、交通事故の減少と安全性の確保に向けて、交通安全施設の適正な維持管理を行います。

#### ウ. 市街地の防災性の向上

- ・ 地震時における市街地の住宅等の倒壊を防ぐため、木造住宅無料耐震診断、耐震改修費補助等の活用により、住宅の耐震化を促進します。あわせて、道路に面したブロック塀等撤去費補助の活用を促すなど、住宅被害の減災に資する取り組みを進め、市民の安全確保を図ります。
- ・ 良好な住環境の確保や災害時の安全性向上に向けて、狭あい道路対策事業補助金の活用を促し、建築物の建替え等に合わせて狭あい道路の解消を進めます。

#### エ. 空家の利活用や低未利用地の整備

- ・ 住宅所有者等に早い段階から将来の宅地の在り方を検討することなどを啓発することで、空家の発生抑制につなげます。また、売買や賃貸を希望される所有者には民間流通を基本としつつ、空家バンクを紹介するなどにより、新たな定住者の確保を図ります。
- ・ 一団の低未利用地が残されている赤池町箕ノ手地区、折戸町鎌ヶ寿地区等については、良好な市街地の形成に向け、地権者の土地利用意向等を踏まえて、暫定用途地域の解消を図ります。

## (2) 都市機能の誘導に関する施策

### ア. 市街地のにぎわい、魅力の維持・向上

- ・ 地域生活拠点【駅周辺型・住宅地型】においては、コンパクトにまとまった生活圏の構築を目指し、生活を支える都市機能の維持・確保を図ります。
- ・ 土地区画整理事業等により、既存店舗とのバランスを図りながら商業施設をはじめとする、日常的な生活利便施設等の維持・集積を図り、地域の魅力向上と持続可能なまちづくりを進めます。
- ・ 国等が直接行う支援制度の活用を検討していきます。市街地再開発事業等については、都市構造再編集中支援事業などの国の補助制度の活用を検討していきます。

### イ. 駅前の拠点機能向上

- ・ 赤池駅・日進駅・米野木駅などの地域生活拠点【駅周辺型】では、都市間交通の結節点である特性を活かした都市機能の集積促進、駅周辺の利用環境の向上を図ります。
- ・ 赤池駅周辺において、既存の駅前広場の活用や駅前の交通渋滞を解消するため、駅前ロータリーの再整備を進めるとともに、市街地再開発事業等による土地の高度利用を検討し、多様な利便機能の向上をめざします。

### ウ. 公共施設の適正な維持・管理・配置

- ・ 独自の拠点として設定した市役所周辺の公共施設集積拠点では、市役所庁舎・図書館・市民会館・スポーツセンター等の公共施設が集積しており、今後も公共施設等を維持していく拠点とし、利便性の向上を図ります。
- ・ 公共施設等総合管理計画や公共施設再編計画等に基づき、既存の公共施設等を有効に活用し、質の高い公共サービスの提供を図りつつ、ライフサイクルコストの低減や維持管理の効率化を図ります。また、これら計画で示された公共施設の再編の考え方は本計画と密接に関連するため、整合性を図ります。

## (3) 交通ネットワークに関する施策

### ア. 公共交通ネットワークの充実・強化

- ・ あらゆる世代のニーズや地域の特性を踏まえ、くるりんばすと民間路線バス、鉄道等の役割分担を明確にし、地域公共交通計画に基づく市内交通網の改善・充実を図り、将来にわたって持続可能な市内交通網を形成していきます。
- ・ 公共施設が集積する市中心部と鉄道駅を南北に結ぶ民間バス路線を、本市の公共交通軸として位置づけ、利用促進と路線維持に努めます。
- ・ くるりんばすではカバーできない移動需要に対しては、くるりんばす以外の移動支援との相互連携を図ります。
- ・ 鉄道駅や市内の主要なバス停において、ベンチや上屋等の待合環境や車両の走行・駐停車空間の確保、また、各バス停におけるバリアフリー化等、公共交通の安全な利用と運行を確保する施設・空間の整備・改善を進めます。

### イ. 幹線道路のネットワークの整備及び維持管理

- ・ 香久山・野方町・浅田町の市街化区域間を結ぶ、(都)野方三ツ池公園線は、本市の新たな南北軸として重要な幹線道路であることから、開通に向け整備を進めます。
- ・ 市街地相互の交通を円滑に処理する(都)国道153号バイパス線・(都)瀬戸大府東海線は、適切な維持・管理が行われるように関係機関との協議・協力を図ります。

## ウ. 広域的な交通対策の推進

- ・ 近隣自治体と隣接する地域においては、コミュニティバスの相互乗り入れを継続しながら、引き続き連携のあり方について協議を進めます。
- ・ (都)国道 153 号バイパス線は、地域経済の活性化や地域交流の促進に寄与する重要な幹線道路です。一方で、交通量の増大などにより慢性的な交通渋滞が発生しているため、沿線の土地利用や拠点整備と一体となった渋滞対策を国と連携して進めます。

## エ. 公共交通の利用情報の提供

- ・ 公共交通を安心して利用できる情報・案内の提供として、バスマップの配布、総合案内板の設置等の情報提供を行い、更なる公共交通の利便性向上と利用促進を図ります。

## (4) 届出制度

立地適正化計画の公表後は、居住誘導区域や都市機能誘導区域の区域外での一部の開発・建築行為等について届出義務が生じます。立地適正化計画は、規制ではなく居住や民間施設の立地を緩やかにコントロールするためのものであるため、届出対象となる土地利用の動向を把握し、誘導に向けて働きかけるために届出制度を運用していくものとします。

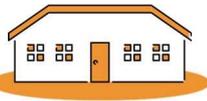
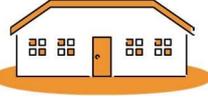
### オ. 居住誘導区域外で必要な届出

#### i 届出制度の概要

居住誘導区域外への住宅開発等の土地利用の動向を把握するため、居住誘導区域外で、一定の開発・建築行為等を行おうとする場合には、行為に着手する 30 日前までに市長への届出が必要となります。

#### ii 届出の対象となる行為

届出の対象行為は、次のいずれかの行為です。

開発行為	建築行為等
<p>■ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 【例示（3戸の開発行為）】</p> <p>届出必要 </p> <p>■ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの 【例示（1,300㎡、1戸の開発行為）】</p> <p>届出必要 </p> <p>【例示（800㎡、2戸の開発行為）】</p> <p>届出不要 </p>	<p>■ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 【例示（3戸の建築行為）】</p> <p>届出必要 </p> <p>【例示（1戸の建築行為）】</p> <p>届出不要 </p> <p>■ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合</p>

### カ. 都市機能誘導区域に係る届出

#### iii 届出制度の概要

##### 【都市機能誘導区域外における行為】

都市機能誘導区域外における誘導施設の立地の動向を把握するため、都市機能誘導区域外で、誘導施設を対象に一定の行為を行おうとする場合には、行為に着手する 30 日前までに市長への届出が必要となります。

##### 【都市機能誘導区域内における行為】

都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、休止又は廃止する 30 日前までに市長への届出が必要となります。

#### iv 届出の対象となる行為

届出の対象行為は、次のいずれかの行為です。

対象区域	区分	届出対象行為
都市機能誘導区域外 (居住誘導区域内、 都市計画区域内)	開発行為	■誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行うとする場合
	建築行為等	■誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ■建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ■建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合
都市機能誘導区域内	休廃止する場合	■都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合

#### v 届出対象施設

届出の対象施設である誘導施設は、次のとおりです。

都市機能誘導区域の【型】	区域名称	誘導施設
【駅周辺型】	赤池駅周辺 日進駅周辺 米野木駅周辺	都市機能誘導区域内で建築可能な3,000㎡を超える小売店舗（スーパーマーケット、ドラッグストア、ショッピングモール等）
【住宅地型】	香久山地区 香久山西部地区 竹の山地区	都市機能誘導区域内で建築可能な1,500㎡を超える小売店舗（スーパーマーケット、ドラッグストア、ショッピングモール等）

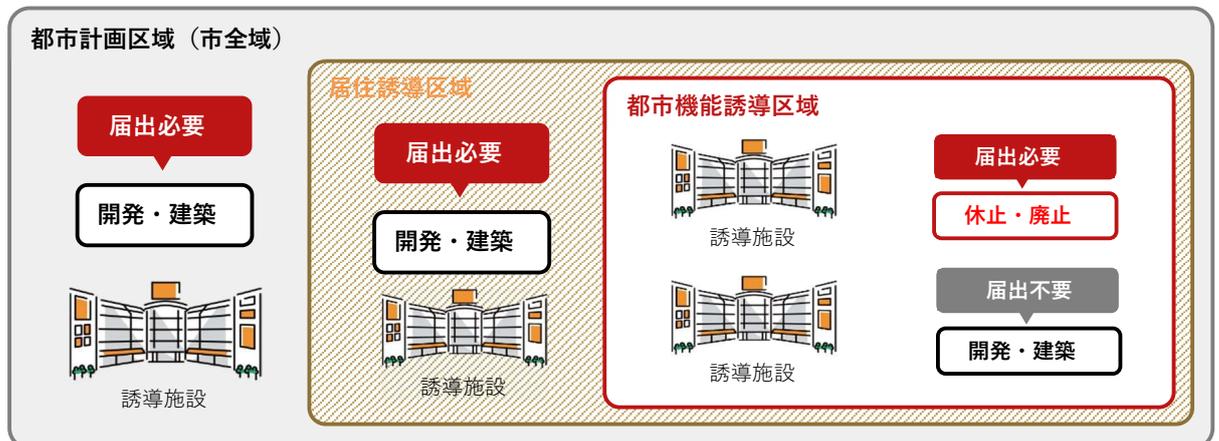


図 6-1 届出対象のイメージ

# 7章 防災指針

## 1. 防災指針について

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、当該指針に基づく具体的な取組と併せて立地適正化計画に定めるものです。

(都市計画運用指針)

安心・安全な生活の環境を維持するため、防災・減災対策の計画的な取り組みにより、居住誘導区域における災害リスクをできるだけ回避あるいは低減させるための防災指針を定めます。

## 2. 災害ハザード情報

災害リスクの分析にあたり、本市において発生が懸念される災害ハザード情報を整理します。なお、津波および高潮については、本市では発生が想定されていないため、対象外とします。また、地震については市全域での対応が求められており、日進市地域防災計画や日進市地域強靱化計画などの既存の防災関連計画に基づいて対応することとし、本分析では検討対象から除外します。

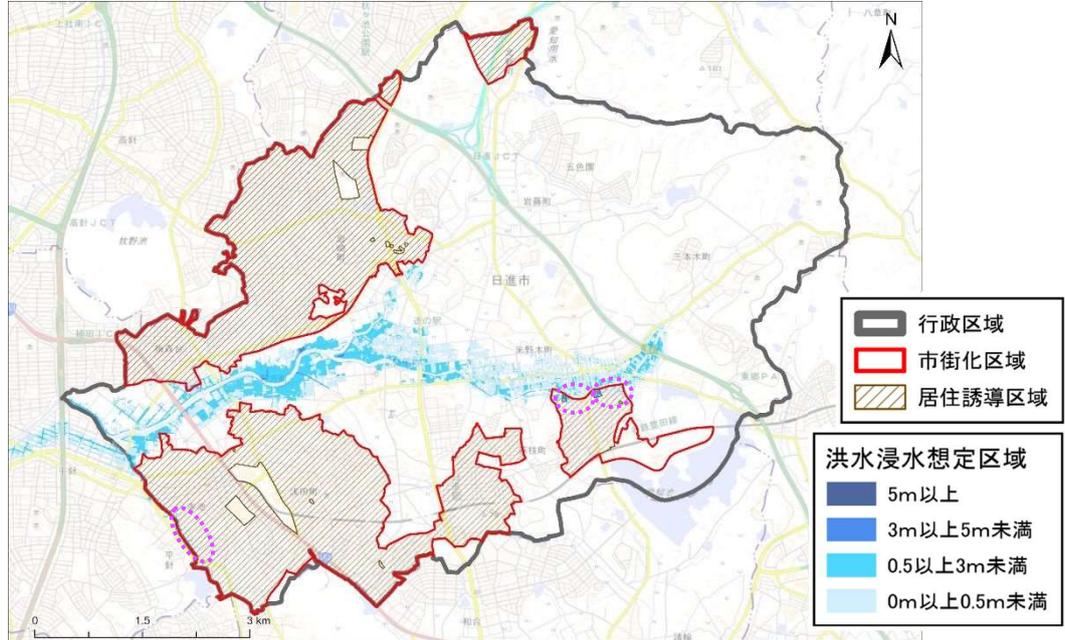
表 7-1 対象とする災害ハザード

災害の種類	ハザード情報・区域
河川の洪水	<p>■天白川水系天白川流域</p> <p>【計画規模】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・洪水浸水想定区域（浸水深） ※河川整備の基本となる降雨（天白川流域の 24 時間総雨量 423mm（100 年に 1 度の確率））</li></ul> <p>【想定最大規模】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・洪水浸水想定区域（浸水深）</li><li>・浸水継続時間</li><li>・家屋倒壊等氾濫想定区域 ※想定し得る最大規模の降雨（天白川流域の 24 時間総雨量 774mm）</li></ul> <p>■境川水系境川・逢妻川流域</p> <p>【計画規模】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・洪水浸水想定区域（浸水深） ※河川整備の基本となる降雨（境川流域の 24 時間総雨量 277mm（30 年に 1 度の確率））</li></ul> <p>【想定最大規模】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・洪水浸水想定区域（浸水深）</li><li>・浸水継続時間</li><li>・家屋倒壊等氾濫想定区域 ※想定し得る最大規模の降雨（境川流域の 24 時間総雨量 760mm）</li></ul>
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"><li>・急傾斜地崩壊危険区域</li><li>・土砂災害警戒区域</li><li>・土砂災害特別警戒区域</li></ul>

## ア. 河川の洪水

### 【洪水浸水想定区域（計画規模）】

- ・ 計画規模降雨における洪水浸水想定区域の大部分は、市街化調整区域の河川沿いに想定されています。
- ・ 市街化区域では大部分が洪水浸水想定区域外ですが、天白川沿いの米野木台一部及び繁盛川沿いの一部において、3m以上の浸水が想定される区域があります。

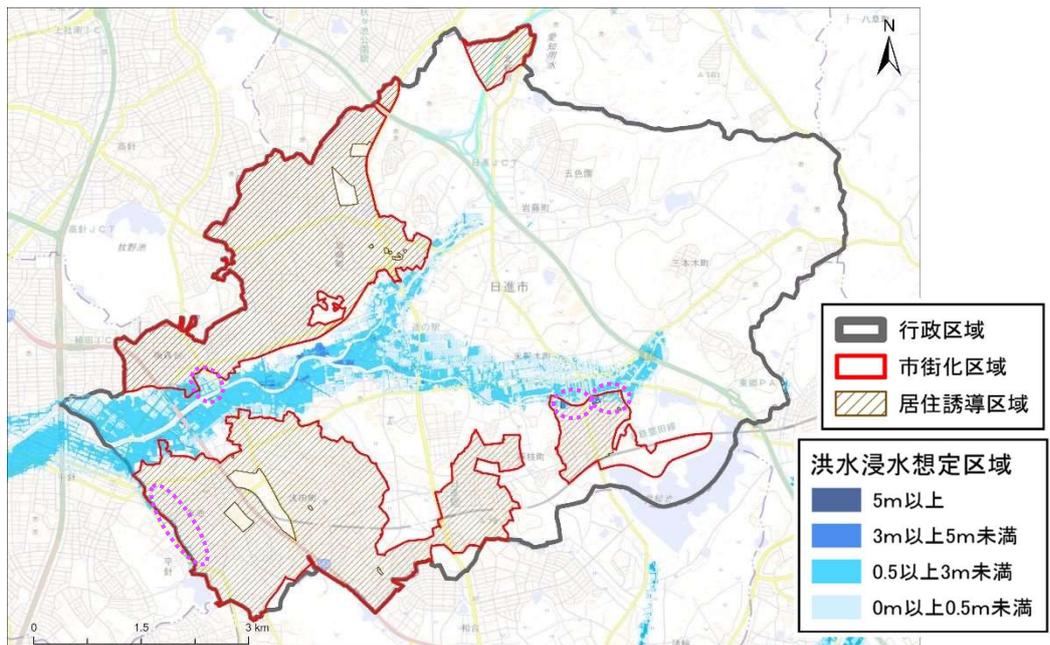


出典:愛知県 著作権:国土地理院/Esri Japan

図 7-1 洪水浸水想定区域(計画規模)

### 【洪水浸水想定区域（想定最大規模）】

- ・ 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域の大部分は、計画規模と同様に市街化調整区域の河川沿いに想定されています。
- ・ 市街化区域では、計画規模と同様に大部分が洪水浸水想定区域外ですが、米野木台の一部及び繁盛川沿いの一部において、3m以上の浸水が想定される区域があります。

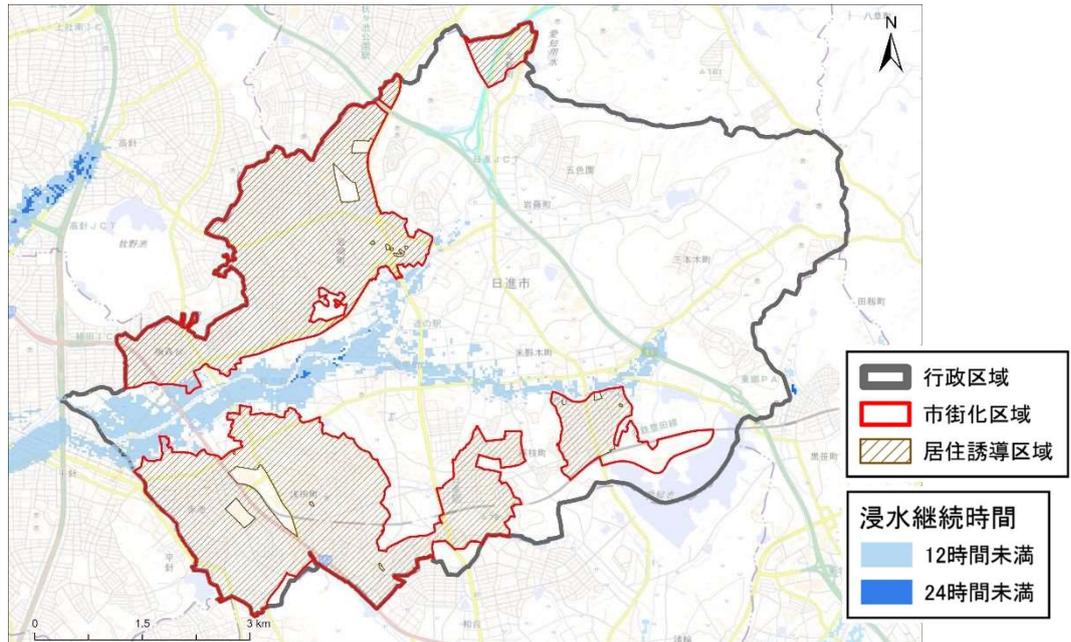


出典:愛知県 著作権:国土地理院/Esri Japan

図 7-2 洪水浸水想定区域(想定最大規模)

【浸水継続時間（想定最大規模）】

- ・ 浸水継続時間（浸水深 0.5m以上の浸水が継続する時間）は、12 時間を超える区域はほとんどなく、市街化区域ではすべて 12 時間未満となっています。

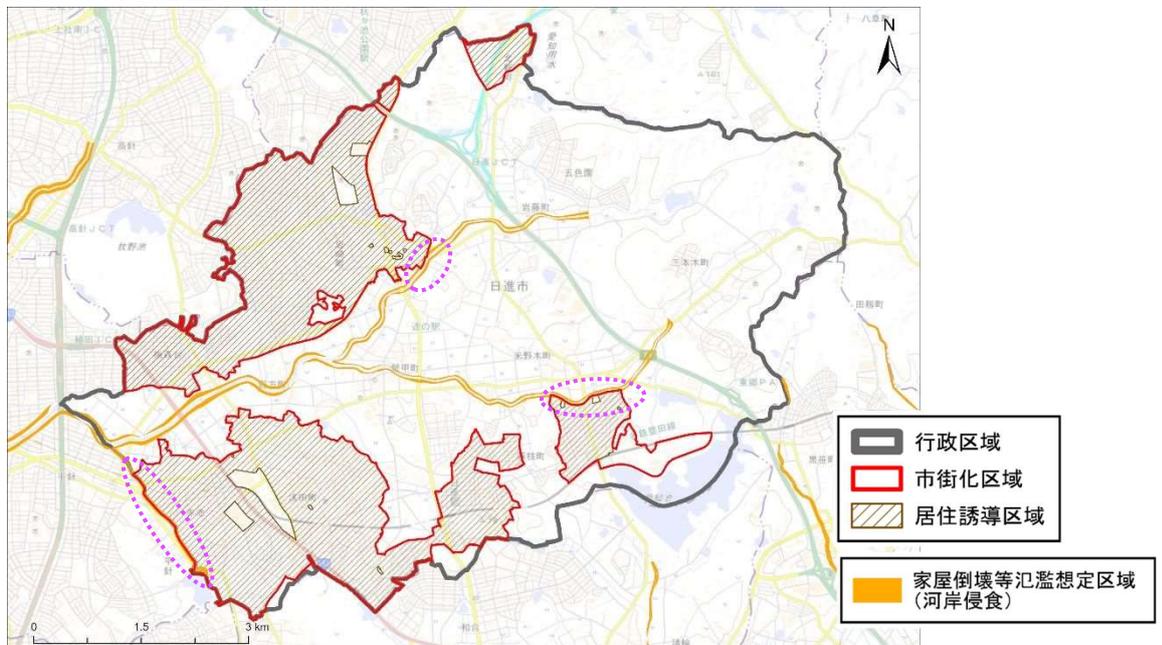


出典:愛知県 著作権:国土地理院/Esri Japan

図 7-3 浸水継続時間(想定最大規模)

【家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食・想定最大規模）】

- ・ 洪水時の河岸浸食により家屋の倒壊・流出等の危険性がある家屋倒壊等氾濫想定区域の多くは、市街化調整区域の河川沿いに想定されています。
- ・ 市街化区域では、大部分が家屋倒壊等氾濫想定区域外ですが、米野木台、岩崎町、繁盛川沿いの一部が家屋倒壊等氾濫想定区域となっています。

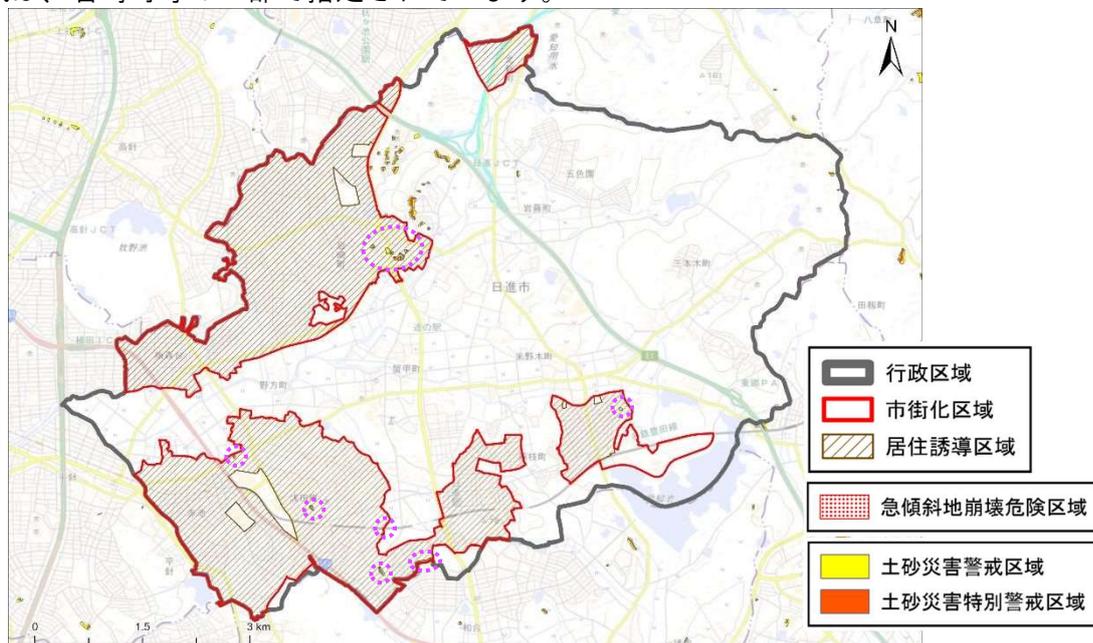


出典:愛知県 著作権:国土地理院/Esri Japan

図 7-4 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食・想定最大規模)

## イ. 土砂災害

- ・ 急傾斜地崩壊危険区域は、市内で1箇所のみ岩崎町で指定されていますが、安全対策の工事が完了しています。
- ・ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域は市街化調整区域に多く分布しています。一方で、市街化区域は、岩崎町等の一部で指定されています。



出典:国土数値情報 土砂災害警戒区域データ(R6) 著作権:国土地理院/Esri Japan

図 7-5 急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

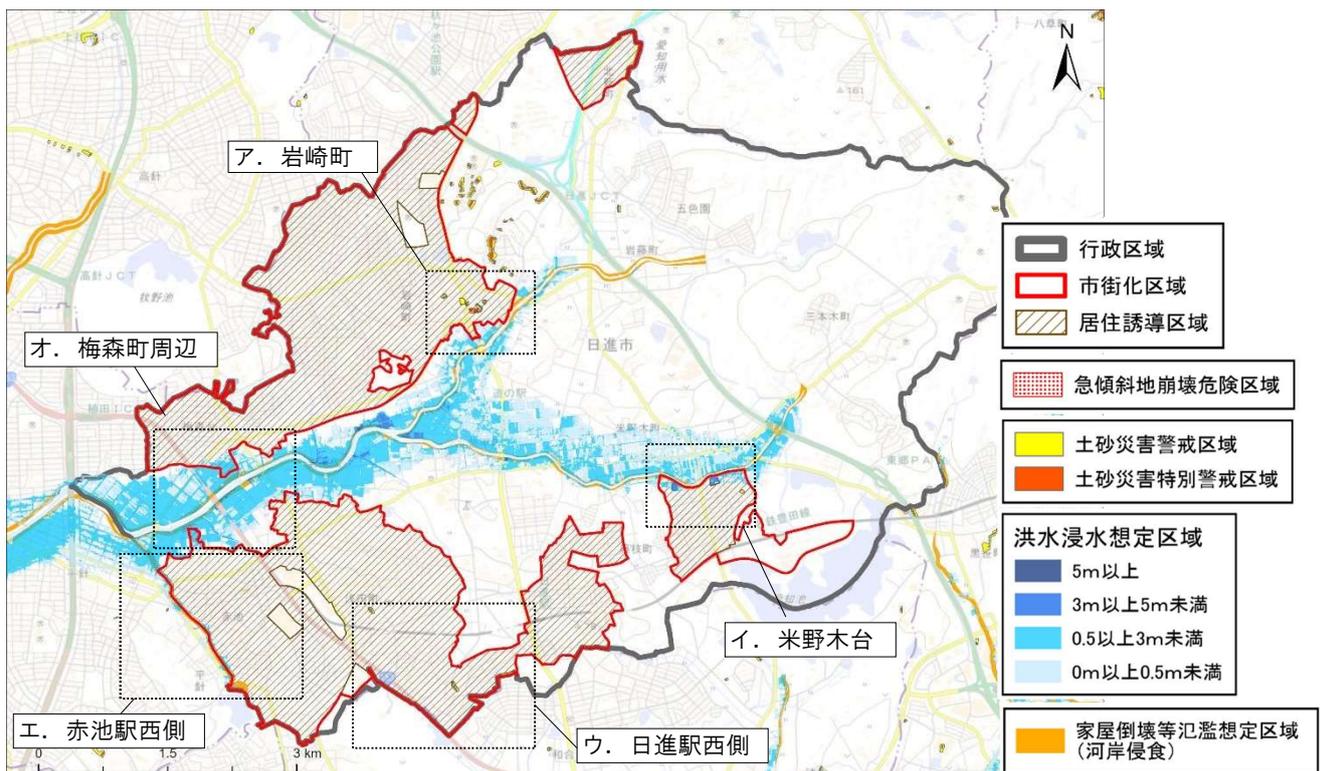
### 3. 災害リスクの分析

#### (1) 災害リスク分析の対象地域抽出

「2. 災害ハザード情報」で整理した区域と市街化区域が重なる地域について、災害リスクの分析し、防災上の課題を整理します。

表 7-2 災害リスク分析の対象地域

対象地域	災害の種類
ア. 岩崎町	洪水浸水想定区域・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）・急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
イ. 米野木台	洪水浸水想定区域・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）・土砂災害警戒区域
ウ. 日進駅西側	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
エ. 赤池駅西側	洪水浸水想定区域・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）
オ. 梅森町周辺	洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域



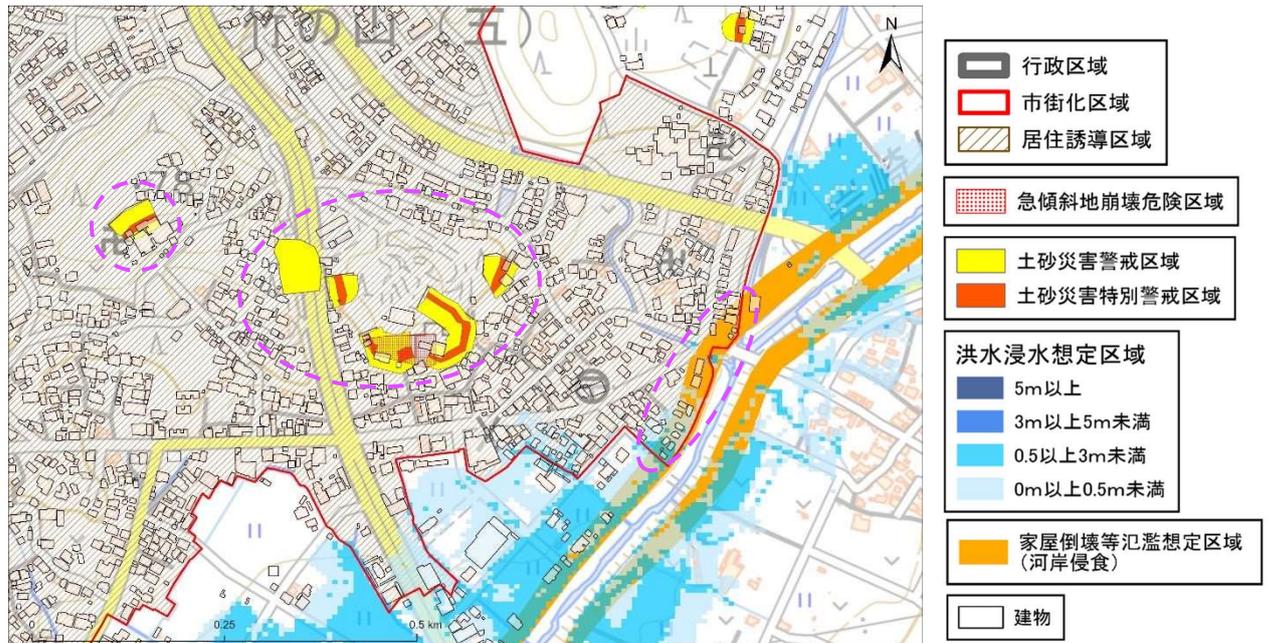
出典: 愛知県/国土数値情報 土砂災害警戒区域データ(R6) 著作権: 国土地理院/Esri Japan

図 7-6 災害リスク分析の対象地域

## (2) 災害リスクの分析

### ア. 岩崎町（浸水・家屋倒壊等をもたらすような河岸浸食・土砂災害）

- ・ 市街化区域内に想定最大規模降雨で浸水深 3m以上の洪水浸水想定区域はありませんが、浸水深 3m未満の洪水浸水想定区域に一部、建物が立地しています。
- ・ 一部、河岸浸食により家屋倒壊が懸念される区域に建物が立地しています。
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域は、市内で唯一指定されていますが、安全対策の工事が完了していません。
- ・ 土砂災害の発生する恐れのある土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に建物が立地しています。

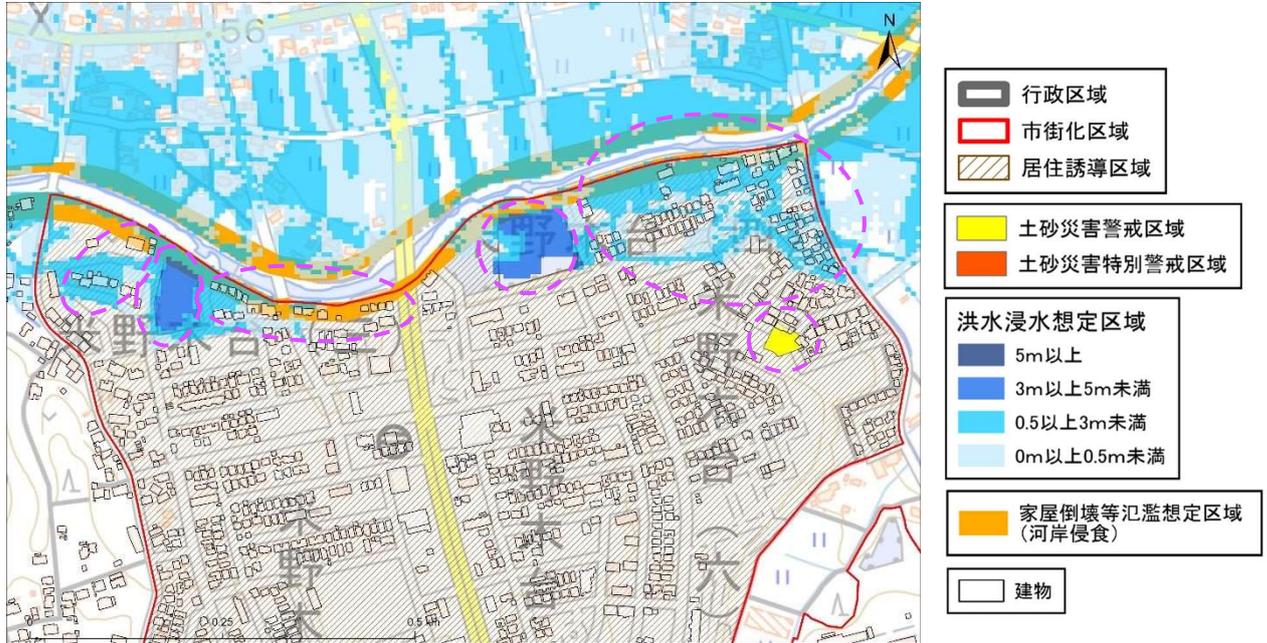


出典: 愛知県/日進市/国土数値情報 土砂災害警戒区域データ(R6) 著作権: 国土地理院/Esri Japan

図 7-7 岩崎町の災害リスク

## イ. 米野木台（浸水・家屋倒壊等をもたらすような河岸浸食・土砂災害）

- 市街化区域内に、想定最大規模降雨で浸水深 3m以上の洪水浸水想定区域が一部ありますが、区画整理事業地内の調整池であり、建物の立地は想定されていません。
- 一部、浸水深 3m未満の洪水浸水想定区域及び河岸浸食により家屋倒壊が懸念される区域に建物が立地しています。
- 土砂災害の発生する恐れのある土砂災害警戒区域に建物が立地しています。

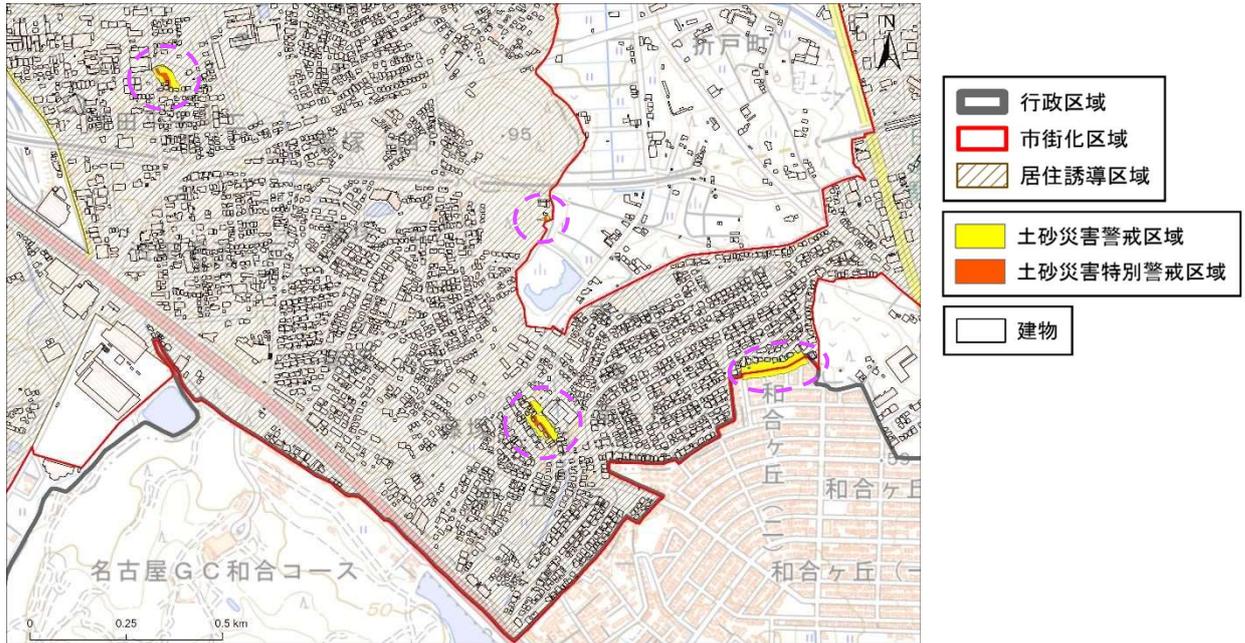


出典: 愛知県/日進市/国土数値情報 土砂災害警戒区域データ(R6) 著作権: 国土地理院/Esri Japan

図 7-8 米野木台の災害リスク

## ウ. 日進駅西側（土砂災害）

- 土砂災害の発生する恐れのある土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に建物が立地しています。

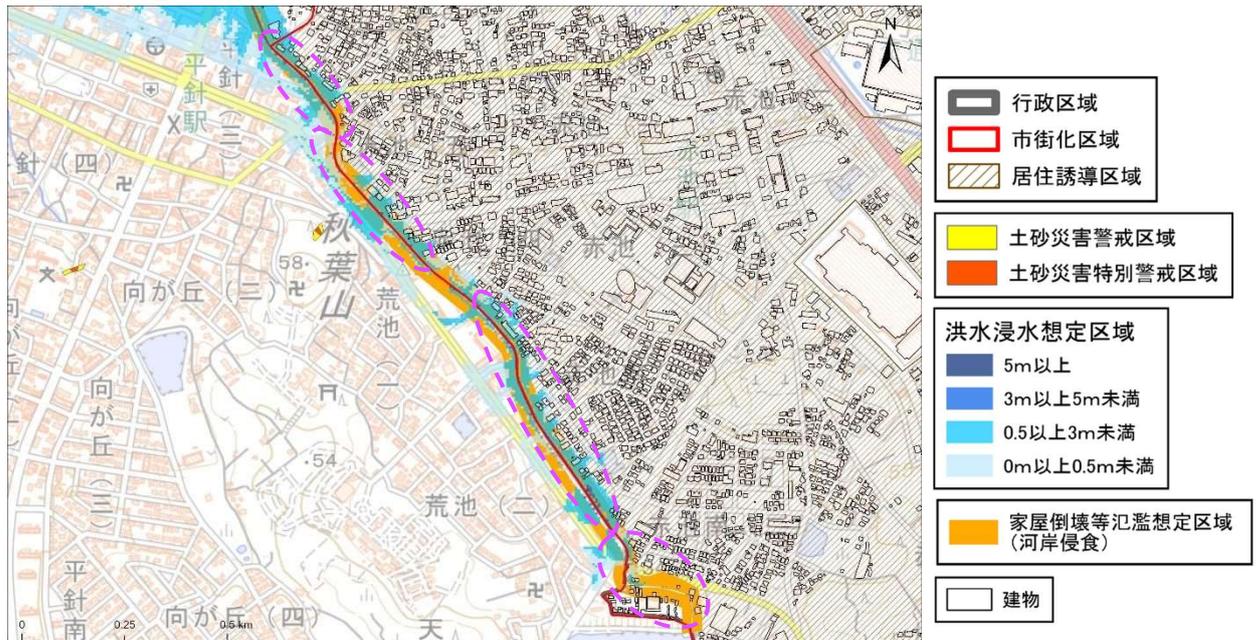


出典：愛知県／日進市／国土数値情報 土砂災害警戒区域データ(R6) 著作権：国土地理院／Esri Japan

図 7-9 日進駅西側の災害リスク

## エ. 赤池駅西側（浸水・家屋倒壊等をもたらすような河岸浸食）

- 市街化区域内に、想定最大規模降雨で浸水深 3m以上の洪水浸水想定区域がごく一部ありますが、基本的には河川沿いの道路の上となっています。（対象範囲が面的に広がっておらず局所的であるため、居住誘導区域に含めます。）
- 一部、浸水深 3m未満の洪水浸水想定区域及び河岸浸食により家屋倒壊等が懸念される区域に建物が立地しています。

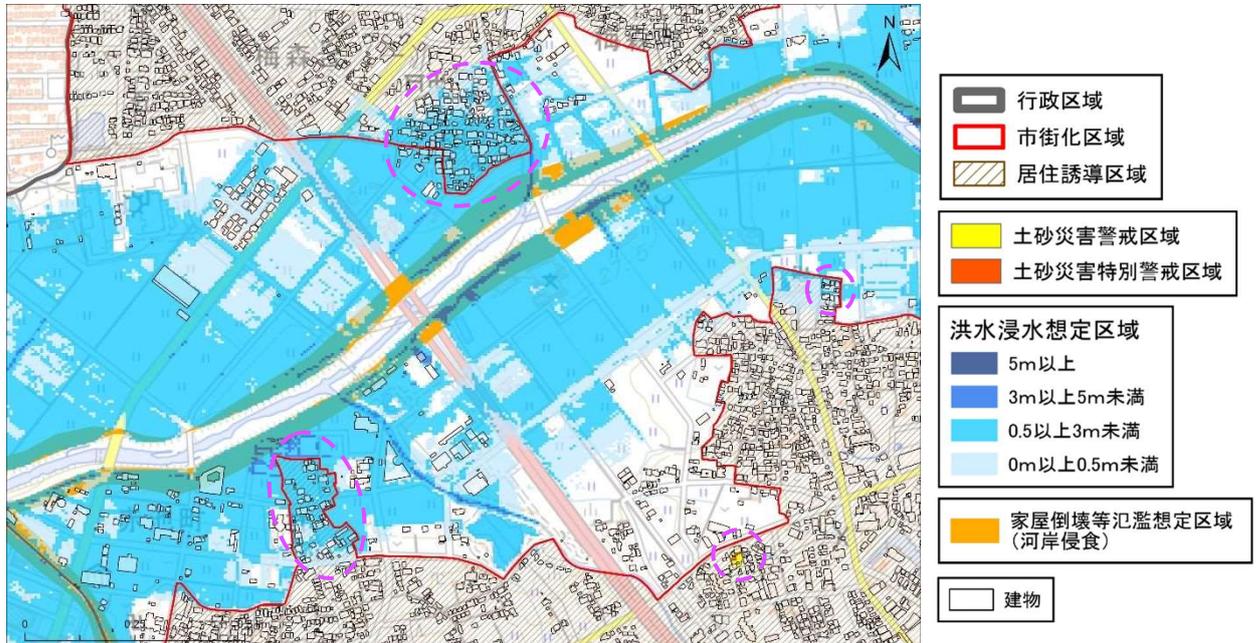


出典：愛知県／日進市／国土数値情報 土砂災害警戒区域データ(R6) 著作権：国土地理院／Esri Japan

図 7-10 赤池駅西側の災害リスク

## オ. 梅森町周辺（浸水・土砂災害）

- ・ 市街化区域内に、想定最大規模降雨で浸水深 3m以上の洪水浸水想定区域がごく一部あります。（対象範囲が面的に広がっておらず局所的であるため、居住誘導区域に含めます。）
- ・ 一部、浸水深 3m未満の洪水浸水想定区域に建物が立地しています。
- ・ 土砂災害の発生する恐れのある土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に建物が立地しています。



出典: 愛知県/日進市/国土数値情報 土砂災害警戒区域データ(R6) 著作権: 国土地理院/Esri Japan

図 7-11 梅森町周辺の災害リスク

## 4. 防災上の課題の整理

洪水及び土砂災害のリスク分析の結果から、本市の市街化区域では、主に以下の課題が挙げられます。

	リスク	課題
洪水	<ul style="list-style-type: none"> <li>限られた地域ではありますが、洪水による浸水や河岸浸食による家屋倒壊等の恐れがある地域に建物が立地しています。</li> <li>河川沿いの道路等の限られた箇所で浸水深 3 m以上の洪水が想定される区域があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水災害リスクを回避するための居住誘導区域の設定が必要。</li> <li>洪水災害リスクの低減に向け、河川改修等のハード対策とともに、垂直避難または事前の避難を確実に行うための防災意識の向上、早めの避難勧告等ソフト対策が必要。</li> </ul>
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>限られた地域ではありますが、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に建物が立地しています。</li> </ul> <p>(※急傾斜地崩壊危険区域については、安全対策工事実施済)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害リスクを回避するための移転等の勧告や、居住誘導区域の設定が必要。</li> <li>土砂災害リスクの低減に向けたハード対策とともに、災害リスクの周知や迅速な避難を確実に行うための情報提供等のソフト対策が必要。</li> </ul>

## 5. 防災まちづくりの取組方針

### (1) 防災まちづくりの基本方針

以上をふまえ、防災まちづくりの基本方針を定めます。

～防災～

- 立地適正化計画では、洪水や土砂災害のリスク状況に応じて、災害リスクを回避・低減できるように居住誘導区域を設定します。
- 市民の安全・安心な居住環境を維持・確保するために、ハードとソフトの両面から洪水・土砂災害等の防災・減災対策を推進します。
- 国、県、区、自治会、自主防災組織、ボランティア等と相互連携し、実効性の高い防災・減災対策を推進します。

### (2) 取組方針

防災まちづくりの基本方針に基づき、防災上の課題に対応する取組方針を以下に定めます。

#### ア. 居住誘導区域からの除外（リスクの回避）

洪水のリスクに対応するため、2階への垂直避難が困難とされる浸水深3m以上の区域（想定最大規模）が面的に広がっている区域は、安全面に配慮する観点より居住誘導区域から除外します。

土砂災害のリスクに対応するため、都市再生特別措置法および同施行令に基づき、「土砂災害特別警戒区域」は居住誘導区域から除外します。さらに、災害リスク回避の観点から「土砂災害警戒区域」についても、居住誘導区域から除外します。

ただし、「土砂災害特別警戒区域」で対策工事等が実施され、当該区域の安全性が向上した場合、「土砂災害警戒区域」の災害リスク状況等を総合的に勘案し、居住誘導区域内に含めることを検討します。

#### イ. ハード対策（リスクの低減策）

##### i 洪水の被害減少に向けた施設整備

###### ●河川改修等の促進

洪水リスクに対し、築堤・河道掘削等の河川改修、維持浚渫・樹木伐採等の維持管理、天端舗装や法尻補強等の堤防強化、洪水調節施設の整備や機能強化を県事業等に合わせて進めます。【県・市】

##### ii 土砂災害対策の推進

###### ●土砂災害防止対策

土砂災害のリスクが高い区域について、必要に応じて現地調査を行い、土砂災害対策、維持管理を促進します。【県・市】

##### iii 道路の災害対策の推進

###### ●道路ネットワークの整備

災害時において、安全且つ円滑な輸送ルートの確保を図るため、第1次緊急輸送道路である東名高速道路に（仮称）東郷スマートインターチェンジを整備し、幹線道路ネットワーク

の強化を推進します。また、国・県に対し、都市計画道路の早期整備を促すとともに、現在の国・県道等の改善を図る協力体制の強化に努めます。【国・県・市】

### ●新たな防災拠点の活用

第2次緊急輸送道路である（都）瀬戸大府東海線沿いに整備した道の駅を救助救援部隊の活動拠点等、防災拠点として活用することで防災体制の充実を図ります。【国・県・市】

## ウ. ソフト対策（リスクの低減策）

### i 防災意識の向上

#### ●防災訓練・防災教育の実施

区や自治会と連携した自主防災組織、学校、事業所等に対して、防災講座、防災訓練、防災教育の実施等を推進します。

避難所開設運営訓練等の充実を図り、多くの市民の参加を促します。【市・地域・民間】

#### ●地区防災計画制度の普及・啓発

地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進します。【市・地域・民間】

#### ●広報活動による意識啓発

つつしんお知らせメール、広報つつしん、SNS、ホームページ等を活用した広報活動により、災害時の早期避難などについて住民の意識啓発を推進します。【市】

### ii 災害リスクの周知の強化

#### ●ハザードマップの更新及び周知

洪水ハザードマップなど各種ハザードマップの作成及び更新や、防災情報の高度化、地域水防力の強化を推進します。【県・市・地域】

#### ●土砂災害のリスクが高い区域からの移転勧告

土砂災害防止法第26条に基づく移転等の勧告により、土砂災害警戒区域等から災害リスクの低い居住誘導区域への移転等を促します。【県・市】

#### ●災害対策本部からの情報発信

災害発生時には、災害対策本部においてSNSによる住民からの災害情報等を収集・対応するとともに、住民へきめ細かな情報を発信します。【市】

#### ●情報伝達手段の多重化・多様化

市民に警報等の災害情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得て、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ホームページ、SNS等を用いた伝達手段の多重化、多様化を推進します。【市・民間】

#### ●「つつしんお知らせメール」の普及

災害情報伝達手段のひとつとして「つつしんお知らせメール」の登録を推進します。【市】

#### ●情報通信インフラの整備

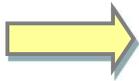
市役所等の公共施設にWi-Fiスポットを設置し、避難者等が情報を得られる環境を提供します。【市】

### (3) リスク低減策の取組スケジュール

様々な主体が一体となって災害に強いまちづくりを計画的に進めるため、以下のとおり、リスクの低減策に関する取組の実施主体と実施スケジュールを定めます。

取組内容	実施主体	スケジュール		
		短期【5年】	中期【10年】	長期【15年】
ア. ハード対策	i 洪水の被害減少に向けた施設整備	●河川改修等の促進	県・市	→
	ii 土砂災害対策の推進	●土砂災害防止対策	県・市	→
	iii 道路の災害対策の推進	●道路ネットワークの整備	国・県・市	→
		●新たな防災拠点の活用	国・県・市	→
イ. ソフト対策	i 防災意識の向上	●防災訓練・防災教育の実施	市・地域・民間	→
		●地区防災計画制度の普及・啓発	市・地域・民間	→
		●広報活動による意識啓発	市	→
	ii 災害リスクの周知の強化	●ハザードマップの更新及び周知	県・市・地域	→
		●土砂災害リスクの高い区域からの移転勧告	県・市	→
		●災害対策本部からの情報発信	市	災害発生時
		●情報伝達手段の多重化・多様化	市・民間	→
		●「にしんお知らせメール」の普及	市	→
●情報通信インフラの整備	市	→		

継続



順次実施



## 8章 計画推進に向けて

### 1. 計画の進行管理

立地適正化計画については、都市再生特別措置法に基づき、概ね5年ごとに、施策の実施状況について調査・分析・評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。

調査・分析・評価した結果については、都市計画審議会に報告し、意見を求めます。

計画の達成度を客観的に評価するためには、数値目標を設定し、PDCAサイクルに基づき継続的に評価・管理・見直しを行います。

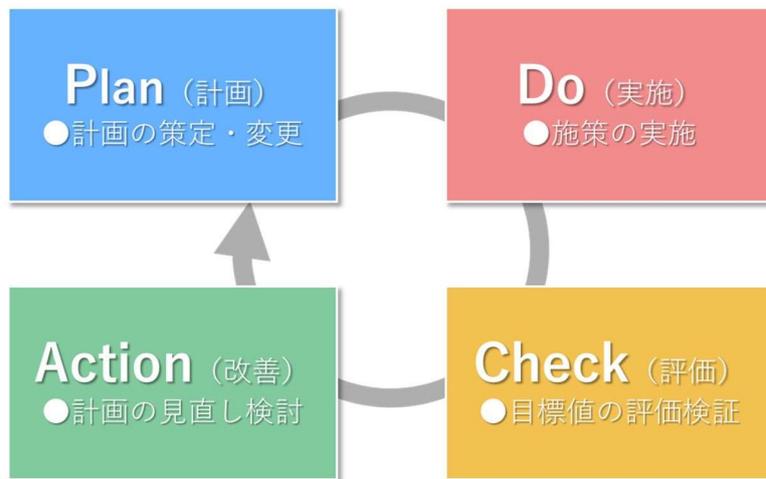


図 8-1 PDCAサイクルによる計画の進行管理

## (1) 目標値の設定方針

数値目標の設定にあたっては、「2章立地適正化計画の基本的な方針」で掲げる「目指すべき都市の骨格構造」の実現に向けて「誘導施策」の取組効果が評価できるように設定します。また、各取組を着実かつ実効的に進めるとともに、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現による財政の健全化状況も評価するため、【財政に関する目標値】も併せて設定します。



図 8-2 計画推進にあたっての目標値の設定方針

## (2) 目標年次の設定

P D C A サイクルにつながる目標値は、目標年次となる 2040 年度（令和 22 年度）時点の数値において評価するものとします。

## (3) 目標値の設定

### ア. 居住誘導に関する目標値

市街地における居住や生活サービスを維持し、提供し続けるための人口が確保されているかを確認する指標として、居住誘導区域内の人口密度を設定します。

目標値としては、市の人口が 2040 年頃にピークを迎えることをふまえ、居住誘導区域内の人口の維持や増加を目指し、将来推計から算出された人口密度を上回ることを目標とします。

指標	基準値	目標値
	2020 年度（令和 2 年度）	2040 年度（令和 22 年度）
居住誘導区域内の人口密度	59.8 人/ha	67.9 人/ha 以上

指標の算出方法

- ・ 居住誘導区域内の人口密度： $\frac{\text{居住誘導区域内の総人口（人）}}{\text{居住誘導区域の面積（ha）}}$
- ・ 基準値： $\frac{62,936 \text{（人）}}{1,053 \text{（ha）}}$
- ・ 目標値： $\frac{71,492 \text{（人）}}{1,053 \text{（ha）}}$ ※

※国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3（R2 国調対応版）」の推計結果より算出

### イ. 都市機能誘導に関する目標値

生活利便性やにぎわいの維持・向上を確認する指標として、都市機能誘導区域内に立地する誘導施設数を設定します。

目標値としては、現在の誘導施設の維持や新たな立地の誘導を目指し、現在の誘導施設数を上回ることを目標とします。

指標	基準値	目標値
	2025 年度（令和 7 年度）	2040 年度（令和 22 年度）
都市機能誘導区域内の誘導施設数	10 施設	10 施設以上

指標の算出方法

- ・ 基準値：都市機能誘導区域内に立地している誘導施設数  
(1,500 m<sup>2</sup>を超える小売店舗 10 施設（内 3,000 m<sup>2</sup>を超える小売店舗 4 施設）)

## ウ. 公共交通に関する目標値

公共交通の利便性を持続的に維持・確保し続けるための需要があるかを確認する指標として、公共交通利用者数を設定します。

目標値としては、現行の日進市地域公共交通計画における 2030 年度の目標値を上回ることを目標とします。なお、次期日進市地域公共交通計画において新たな目標値が示された場合は、それと整合を図るものとします。

指標	基準値	目標値
	2019 年度（令和元年度）	2040 年度（令和 22 年度）
日進市内の公共交通利用者数	18,991,936 人／年	20,000,000 人／年 以上

指標の算出方法

- ・公共交通利用者数：鉄道各駅乗車人員、路線バス、くるりんばすの利用者数
- ・基準値／目標値：日進市地域公共交通計画（2025 年 9 月改定）

## エ. 防災に関する目標値

災害時における地域での対応力を確認する指標として、自主防災組織の世帯カバー率を設定します。

目標値としては、現行の第 6 次日進市総合計画における 2030 年度の目標値を目標とします。なお、次期日進市総合計画において新たな目標値が示された場合は、それと整合を図るものとします。

指標	基準値	目標値
	2019 年度（令和元年度）	2040 年度（令和 22 年度）
自主防災組織の世帯カバー率	92.7%	100%

指標の算出方法

- ・自主防災組織の世帯カバー率：全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合
- ・基準値／目標値：第 6 次日進市総合計画（2021 年 3 月策定）

## オ. 財政に関する目標値

居住機能や都市機能を一定エリアに誘導し、そのエリアを公共交通で結ぶことで、インフラの効率化を図り、インフラ整備や維持管理にかかる費用を抑制し、財政的な持続可能性を確認する指標として、財政力指数を設定します。

目標値としては、基本的な行政サービスの提供に必要な財源をおおむね確保できることを目指し、2024 年度の財政力指数を上回ることを目標とします。

指標	基準値	目標値
	2024 年度（令和 6 年度）	2040 年度（令和 22 年度）
財政力指数	1.01	1.01 以上

指標の算出方法

- ・財政力指数： $\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$ で得た数値の過去 3 年間の平均値。地方公共団体の財政力を示す指数で、財政力指数が高いほど財源に余裕があることを意味します。
- ・基準値：2024 年度財政力指数